

第百八十九回
国会

参議院文教科学委員会會議録第十二号

平成二十七年六月九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月二日

辞任

補欠選任

蓮 舫君

那谷屋正義君

六月八日

辞任

補欠選任

衛藤 晟一君

島田 三郎君

六月九日

辞任

補欠選任

島田 三郎君

衛藤 晟一君

出席者は左のとおり。

委員長

水落 敏栄君

理事

石井 浩郎君

二之湯武史君

神本美恵子君

斎藤 嘉隆君

赤池 誠章君

衛藤 晟一君

島田 三郎君

橋本 聖子君

藤井 基之君

堀内 恒夫君

丸山 和也君

吉田 博美君

榛葉賀津也君

那谷屋正義君

森本 真治君

秋野 公造君

新妻 秀規君

国務大臣

文部科学大臣

柴田 巧君

副大臣

財務副大臣

田村 智子君

事務局側

常任委員会専門員

松沢 成文君

政府参考人

文部科学大臣官房文政施設企画部長

下村 博文君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省高等教育局長

宮下 一郎君

文部科学省高等教育局私学部長

文部科学省初等中等教育局長

丹羽 秀樹君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

美濃部寿彦君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

関 靖直君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

吉田 大輔君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

誠君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

吉田 大輔君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

藤原 誠君

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎君

文部科学省初等中等教育局長

吉田 大輔君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、蓮舫さん及び衛藤晟一君が委員を辞任され、その補欠として那谷屋正義君及び島田三郎君が選任されました。

○委員長(水落敏栄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学大臣官房文政施設企画部長関靖直君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(水落敏栄君) 学校教育法等の一部を改正する法律案を議題といたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) おはようございます。この度、政府から提出いたしました学校教育法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国が将来にわたり成長、発展を続け、一人一人の豊かな人生を実現するためには、子供の発達や学習者の意欲、能力等に応じた教育を実現することが急務です。

この法律案は、そうした教育の実現に資するよう、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設けるとともに、高等学校等の専攻科の修了者について、大学に編入学できる制度を創設するものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、新しい学校種としての義務教育学校の創設についてであります。義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とし、義務教育学校における教育は、この目的を実現するため、義務教育として行われる普通教育の

目標を達成するよう行われるものとしております。修業年限は九年とし、前期課程及び後期課程に区分するほか、就学義務、設置義務の履行等について必要な規定を設けることとしております。

第二に、義務教育学校の制度化に係る行財政措置についてであります。公立の義務教育学校に関する教職員定数の算定、教職員給与費及び施設費等に係る国庫負担については、現行の小学校及び中学校と同様の措置を講ずることとするともに、義務教育学校の教員については、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならぬこととしております。

第三に、高等学校等の専攻科修了者の大学への編入学についてであります。高等学校等の専攻科のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者は、大学に編入学できることとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(水落敏栄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯武史君 おはようございます。自由民主党の二之湯武史でございます。本日は、学校教育法等の一部を改正する法律案ということでございまして、質問に立たせていただきます。

今年の二月だったと思いますけれども、この参議院の文教委員会が新潟県の十日町市に視察に伺いました。水落委員長の母校、下条小学校・中学校というところをお伺いをして、まあ最初は、委

員長の地元で、いろいろと委員長の故郷に錦を飾るような視察なのかなと思っておりましたけれども、大変実は勉強になる視察でございまして、いわゆる本日議題の小中一貫校を導入しておられる学校でございました。

いわゆる人口が減少している地域で、子供の数が減って、小学校、中学校それぞれが単体で成り立っていくのが難しいと。その中で地域の方が協議会を立ち上げて、そして何年にもわたる議論を重ねて小中一貫校になっていったと、そんな経緯があった学校だったというふうに記憶をしております。また、幼保連携もされていったような話をお伺いしましたよ。

それで、そういう背景ですから、コミュニティスクールも導入をされておられまして、地域の一つの拠点といえますか、そういう色合いの非常に強い学校で、私は正直、小中一貫校というものを机上では知っておりましたけれども、現地に現に行くのは初めてでありましたので、大変勉強になる視察でございました。中高一貫校というのは大変社会的にも、ある種知名度があったりとかインパクトがあつて、私も何度かいろんなところに視察行ったことはあるんですが、小中一貫というのは初めてで、そういう非常に意義のある視察を二月に行つてまいりました。

そこだけしか、私、見たことなかったんで、その小中一貫校を導入する動機というのはどちらかというと学校の統廃合的な観点が強いのかなと思つておりましたが、今回の法改正の上でも私も勉強させていただいたところ、必ずしもそうではないと。むしろ都市部にもある、この東京都内でもたくさんございます。それで、そういう学校の多様性といえますか、学校選択制の中の一つの選択肢としてそういうものが導入されているという実態も勉強させていただきました。

そして、その数が今、全国で二百十一の自治体、学校数でいうと千三百三十にも上るということで、非常に全国的にも徐々に徐々にその数を増やして広く普及しつつあるというこの今の制度を今

回の法改正で制度化していく、制度化する。現在、実質的にも千三百三十の学校が存在しているという中で、まず基本的な質問になるんですが、それを今回法改正によって制度化することによって、実質的なメリットといえますか、そういったものがどういふ点にあるのか、改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○国務大臣(下村博文君) 私、冒頭、二之湯委員がおっしゃってました十日町市には視察に行つたことがありまして、必ずしも水落委員長だけの御縁ではなかったんですが、行つて、十日町市の教育全般の取組が大変すばらしいということ、私も、市長さんや教育長さん、校長先生、学校関係者の方々一体となつて十日町市の教育に取り組んでいるというその姿勢が本当にすばらしいと思ひました。元々行つたのは、国宝になつていく火燭土器を是非見に来てほしいということがきっかけだったんですが、これも本当にすばらしい土器でありましたが、教育改革、本当にその自治体によつて随分取組が進んでいて、すばらしい実績残しているところがこの小中一貫学校においても出ているという感じを持ちました。

そのように、小中一貫教育については全国各地で数多くの実践が行われ、顕著な成果が報告されております。また、実施上の課題に関する効果的な解消策も蓄積されております。

一方、小学校、中学校が別々の組織として設置されているため、それぞれに校長や教職員組織が存在し、意思決定や意思統一に時間が掛かること、また、組織が一体でないということから、人事異動などで人が替わるのと組織が定着、取組が定着しにくいということ、さらに、小学校、中学校ごとに取組むことが想定されている事務が多岐、九年間を見通して一体的に遂行することが難しい、また、特例的な教育課程の編成に当たり研究開発学校制度や教育課程特例校制度を活用する場合、個別の大臣指定が必要となり、迅速な取組が難しいなどの課題が指摘されており、実際に運用上の取組を進めている現場からも、義務教

育学校を制度化して実施しやすくしてほしいという要望が寄せられておりました。

今回の制度化によりまして、一人の校長の下で一つの教職員集団が九年間の教育を行うことを前提とした学校を設置し、設置者の判断により柔軟な教育課程を編成することが可能ということになります。このことによりまして、現在生じている様々な運用上の課題が解消され、より効果的、効率的に小中一貫教育を実施できるようになるものと考えております。

○二之湯武史君 ありがとうございます。

今大臣が御答弁されたように、例えば校長先生が小学校、中学校ごとにおられるというのが全体の七八%に上ると。逆に言いますと、一人の校長先生が、今、現制度でも一二%の学校は一人の校長で学校全体を兼務しているというような実態があるようでございます。

また、もう一つおっしゃつた特例制度でございませうけれども、現在では活用している学校が僅か二〇%ということで、小中一貫学校であるがゆえのメリットというものを今の千三百三十校においてなかなか活用し切れていないのかなと。それは、私もこの資料を拝見をしてそのように感じている次第でございませう。

もう一度改めてお伺いをしたいんですが、文部科学省の、現在、小中一貫学校を導入している千三百三十の学校に調査をされたこの結果、アンケート調査の結果を拝見をいたしますと、なぜ小中一貫校を導入したのですかと、こういう導入の動機、狙いについて各々回答結果があるわけですが、九〇%を超えている回答が三つありまして、それが、学習指導上の成果を狙っている、もう一つが生徒指導上の成果を狙っている、最後に教職員の意識改革、この三つが導入校の九割を超えた学校が一つの導入の狙いとしておるわけですが、でも、それぞれに、学習指導上の成果というこの八文字の言葉ではなかなか具体的なものが見えにくいと思いますので、改めてそれぞれの、今申し上げた三つの狙いというものをもう少し具体的に

教えていただければ有り難いんですけれども。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

今、三点ほどお尋ねがございました。

現在、運用上取り組まれております小中一貫教育の実施校におきましては、まず一つ、学習上の成果を上げようという面でございます。例えば、九年間の教育目標の下に、小中一貫した教育課程を小中学校の教員が合同して編成をするといったような取組をすること、それから、小学校の高学年から教科担任制を導入いたしました、教科の専門性を生かした指導の充実を図るというやり方、それから、九年間を通じた学習規律の徹底や、発達段階に応じた家庭学習方法の段階的な指導を行う、こういったような取組を目標として行つていくということを承知しております。

それから、生徒指導上のお尋ねございました。こちらにつきましては、例えば九年間を見通した生活規律を定めたり、あるいは小学校、中学校で合同のいじめ防止の基本的な方針等を定めたりするといったようなこと、それから、小学校、中学校での合同行事や、児童会、生徒会活動の合同の実施など、九年間を通じた異学年交流の機会を計画的に設けることといった取組、その目標や実施ということが挙がっております。

さらに、三つ目のお尋ねでございました、教職員の方々の意識改革を図るという観点から例示をいたしますと、小学校、中学校の教職員の方々の業務を進めることや、小学校、中学校の教員の方々の合同研修や相互授業参観を実施していくことなどの取組を通じまして、小学校、中学校の先生方がお互いの良さを取り入れ、九年間を通して児童生徒を育てるという意識の醸成を図っていくという取組が行われている。こうしたものを承知しております。

○二之湯武史君 大変具体的に理解することができました。

その中でも、いわゆる最近よく言われる中一プロブレムという言葉が、最近よく耳にします。小

一プロブレムというものも同時に存在するようですが、今回の制度改正においては、その対象となるのが中一プロブレムという話だと思います。

我々が、我々というか、私が中学校一年生になったのが二十六年前ですけれども、その時代でも、あの中学校は荒れているらしいとか、中学に入った途端やんちゃになる子とか、また一方で、逆に小学校のときあんなに元気だったのに中学になったら急にとなしくなったりとか、小学校のとき目立たなかったのに中学になるとやたら勉強ができるようになった子とか、いろいろ、中学校に入った途端に環境が変わるというようなことは確かに昔からあったとは思いますが、今このように社会問題の一つとして語られるようなことというのは余りなかったのかなというふうに記憶しております。

それが今、中一プロブレムということで、それは主に生徒指導上の成果というところに当たるのかも少しませんが、学習的に、例えば英語の壁にぶち当たる等々でいうと、これは学習指導上の成果というものに当たると思います。

そういった中一の精神的な、何というんですかね、中学に入ることによる変化、そういったものを捉まえるという意味では教職員の意識改革というものにもつながるかというふうに考えますが、要はそのようなものが、今までは小学校、中学校とそれぞれ別々の組織といえますが、そういったもので日本の義務教育というのはしっかりと対応できていたというふうに思いますが、この数年間、そういうものが社会問題化してきていると。そういうふうになった背景といえますか、こういう小中学校というものが導入される社会的な背景となったようなものというのは、どのようにこれお考えですか。

○副大臣(丹羽秀樹君) おはようございます。

近年、小中一貫教育に取り組む自治体が増えています。また平成十九年の学校教育法の改正によりまして義務教育の目的や目標が規定され

たほか、児童生徒をめぐる状況の変化といたしまして、いじめの認知件数、不登校、暴力行為の加害児童生徒数が中学一年生になったときに大幅に増えるという、いわゆる中一ギャップという存在がございます。

さらに、小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、教育内容や学習活動の量的、質的充実、さらに地域コミュニティの衰退や三世帯同居の減少による異年齢交流の縮小など、学校、家庭、地域における子供の社会性育成の機能の低下、学校規模の縮小による学校教育機能の低下といった課題がございました。

こういったことに効果的に対応する観点から、この小中一貫教育の導入が進んできたものと考えております。

○二之湯武史君 ありがとうございます。

今まで三問、四問お伺いした中の御答弁の中で、もう少し詳しくお聞きをしたいというふうに思っております。

先ほども申し上げましたように、学習指導上の成果というふうなものに対応する、例えば小中一貫校ができることによって独自科目を、独自教科を設定していただくとか、学習指導要領の前倒し若しくは後ろ倒し、若しくはそれぞれの生徒に応じた柔軟な指導体制等々、特に外国語教育なんかを念頭に置かれているのかなというふうに思いますが、先ほど申し上げたように、その導入の現状というものは、残念ながら現状の小中一貫校には二割程度しかまだそういう普及がしていないと。一方で、導入を目指す際には、九割以上の学校が学習指導上の成果を狙いとして導入をしていると。

ここに大きな残念ながらギャップがあるというふうに私は認識をしておるんですが、そのギャップを今回のこの法改正によって埋まっていけるのか、埋まるのであれば、もう一度詳しくお伺いしたいのですが、どういう根拠によってそういう学習指導上の成果、今申し上げたような特例の制度がより現場によって実施されていくのか、そういうところをもう一度お伺いさせていただいてよろしいでしょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) まず、今回の制度でございますけれども、これは各地における義務教育の実施に当たりまして、その地域の実情等に合わせた多様化や弾力化が推進できるようにしていくということと、制度的な選択肢を広げることというものが基本的な方針になっているわけでございます。

具体的には、冒頭に大臣の方からお答えを申し上げましたように、今現在の制度でございますと、小学校、中学校が一体的に様々な取組をいたします上で、例えば、先ほど校長先生の兼務もあるというお話ございましたけれども、その場合でも、制度的には別々の学校で別々の意思決定をして、それぞれの調整を図って修正をしてというような形で事柄が行われます。あるいは、教育課程の特例をやるうといたしますと、一つ一つ別々に独立の組織として承認を取って、その後更に調整をまたしなければいけないというようなことになりますので、なかなか進みにくいというようなことがあるわけでございます。

これが、今回の制度になりました場合には、その地域の特色に応じまして、例えば郷土関係の科目を設けたいというようなときには、一つの学校として一つの教職員集団、そして、地域全体に一つの意思決定の主体として協力を求めていることができるというような意味では、取組が非常にやりやすくなるわけでございます。

こうした制度面での教育課程の特例を弾力的に扱おうということと、実態面としての実際の機動的な動きがでやすいということなどによって、今御指摘の特例とか特色ある教育が非常に進みやすくなるということを制度的に支援することができるといふふうに考えております。

○二之湯武史君 大変よく分かりました。制度化によって特例の運用が柔軟化する等々の効果があるということは大変よく分かりました。

もう一度、現状の小中一貫教育を導入している学校に対するアンケート調査の結果を拝見して、どのような効果がありましたかというようなお話の中で、プラスの、メリットがあったという項目の中に、やはり先ほど申し上げたようないわゆる中一ギャップ、中一プロブレムの問題、こういったものに対しての、要は生徒の不安感でありますとか、そういったものが改善をされているという生徒に対するメリット、これは確かに学校現場では感じておられるようです。また、教員の皆さんにとっては、小学校、中学校との今までの連携といえますか、それぞれの特色、いいところを取り合うでありますとか、連携を一層深めていくことができるというふうな前向きな回答項目もございました。

一方でこれ、この後、多分皆さん質疑に出ると思いますが、やはり教員の皆さんの負担感が増しているというふうな結果も一方で出ているのは事実だと思います。現状でさえも大変、日本の教員というのは世界で一番勤務時間が長い、一方で、本来一番取り組まなきゃいけない教務時間はOECD諸国の平均を下回ってしまっている。

そういう中で、文科省も我々自民党の方も、チーム学校ということで、今、更にいろんな検討を進めている、議論を深めているところでございますけれども、まさにそういった問題がその千百三十校の中には見られていることも事実です。小中学校、先生同士の打合せの時間を確保しなきゃいけないとか、新たに研修に取り組まなきゃいけない時間でありまして、そういったものが出ているのは事実でございますけれども、こういった現在の小中一貫校におけるどちらかというとデメリットの部分、こういったものが今回の法改正によってどのように解消されていくとお考えなのかということも是非お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府参考人(小松親次郎君) これまで取り組まれている現行制度下での小中一貫教育につきましては、メリットも様々報告されているということも委員御指摘のとおりでございます。あわせ

まして、課題というようにすることについても様々検証の結果として挙げられておるわけでございます。

これについて申し上げますと、生徒の面と教員の面とそれぞれあるかと思えますけれども、生徒の方で申し上げますと、長期の課程になりますので、児童生徒の人間関係の固定化が悪い方向へ出ないようにしなければいけない。それから、小学生で区切ってきている従来の制度で養われている高学年のリーダー性や主体性の育成ということが損なわれないようにしなければいけない。そして、これは必ずしも生徒さんだけじゃなくて学校運営全体になりますが、やはり先生方、教職員の方々の負担感、多忙感といったものを軽減する必要があります、こういったことが課題として挙げられているわけでございます。

ただ、これらにつきましては、それに対する効果的な対応策というのも蓄積されておりました、例えば児童生徒への指導面の工夫ということで申し上げますと、人間関係の固定化といった課題につきましては、多様な形態での異学年交流の計画的な実施、あるいは複数の先生方による多面的な評価を行う体制の構築といった対応、それから小学校の高学年でのリーダー性の育成の課題については、例えば小学校四年生、これは十歳の頃でございますけれども、の二分の一の成人式といった成長の節目を意識させる儀式的行事の開催、あるいは、四三二といったような六三とはまた異なる区切りによって、それぞれの学年集団の中で最高学年としての自覚を促す取組を実施するといったような形で課題が解消される、そういった取組が報告されております。

それから、先生方の方でございます負担感、多忙感の解消の面につきましては、この制度化によりまして、一つは、これまで小学校、中学校が別々に行っていた事務を一人の校長先生の下で先生方が一体的に行えるという面の活用、それから総括担当の副校長、教頭先生が配置されること、あるいは学校事務職員等の方々が複数配置になる

こと、こういった取組を通じて校務の効率化が期待できると考えております。

制度面でいいますと、そういう形になります。〇二之湯武史君 分かりました。是非、そういった改善を、今回の法改正によって具体的に進んでいくことを期待したいというふうに思っております。

教職員の面、これからまた質疑があると思いますが、生徒の面という意味では、今おっしゃったように、やはり今まで小学校、中学校であれば、六年間小学校に通って、そこで卒業式という区切りがある。半年ぐらい前からその卒業式のための準備をして、何か歌を歌ったり、お別れの挨拶みたいなことをやったり、そんな中で何か徐々に気持ちが高まっていくって、ああ、俺はもう六年生なんだな、卒業なんだな。何かそんな風情がなくなるとするのは一方でちょっと寂しいような気もしますし、逆に、春休みを終えて中学校の入学式、これはどちらかというと不安な気持ちの方が大きくて、最近なんかでいうと、小学校で、もう中学受験で公立中学に行かない子供もいるわけですから、あいつとはもう一緒の学校に通えないんだとか、様々な情緒的な儀式、こういったものを通過することによって十二歳の少年なり少女が、一皮、二皮むけていくと。

こういうような儀式がなくなるのは、やや私は寂しいかなという気は個人的にはいたしますが、今おっしゃったような様々なプラス面もあるということでしょうから、その多様化の中でそれぞれの価値があるということは私も理解できますけれども、そういった情緒的なことは私を始め一部の保護者の方も思われるんじゃないかなというふうには思います。

そういった意味で、各地域でそういった取組が行われる、地域の特色を踏まえて教育が行われる、そういう中で、いわゆる小中学校を設置者、つまり自治体の方が主導するというよりは、やはり常に地域なり保護者なりという方々に、やはりしっかりと連携をしながら、意思を共有しながら進

めていくことが大事ではないかなと。

私も塾を運営していますと、様々なニーズ、要望を保護者の方からお聞きするわけですけれども、やはりそういったものにオープンであれば保護者の方というのは疑念を持たないわけですから、どこかで一方的に決まってしまうことに對して、クロージングに對してどうしても不満を持つてしまう、そういう人間としての習性があると思いますので、是非そこはオープンな形で進めていただきたいと思えますとともに、やはり学校の統廃合等々が行われる場合は、現役の保護者もそうなんです、その地域のどちらかといえは年配の方々、その地域で長年住んでおられる年配の方々なんかの方がかつて学校の統廃合なんかには物を申す方が多くて、保護者の方はむしろ関心が薄いというような場合もございますので、是非その辺は慎重に、かつ大きな連携の下で進めていただきたいなというふうに思います。

最後の質問になりますが、もう一度最後に総括をする、小中教育というより、小学校、中学校というのは義務教育でございます。これは、日本のどこに住まおうが、一定の水準をどの地域にいたが確保しなければいけない、これが私は義務教育の一番の本質だと思っております。そういった意味では、今回の小中一貫校というのは、学習指導要領においてしっかりと平等性を担保しつつ、運営面において地域の特色も踏まえながら多様な義務教育を提供していくと、一言で言えばそういう私は理解をしておるんですが、その点について、文科省としての考え方、若しくは私の今の認識が足りない部分、違っている部分等々あれば御指摘をいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(小松親次郎君) 今回の制度化の考え方、委員御指摘のとおりだというふうに考えます。

先ほど、各地域の実情に応じて多様化、弾力化ということの観点から制度的選択肢が増えるように制度を設計しているという御説明を申し上げましたが、その前提といたしまして、小学校の学習

指導要領、中学校の学習指導要領を準用して、教員免許など、あるいは教科書の面などでも同じように準用してやっていくということがございます。そういう意味では、義務教育の根幹たるこれまでの小学校、中学校で行われてきた学習の内容、あるいは系統性、こういったものが損なわれることのないように担保するということを大前提としながら九年間の一貫した教育課程が組めること、あるいは別々の組織になっているものを一つにして運用が機動的にできること等の制度を用意いたしました、各地域の特色を生かした特色ある教育課程も組めるというふうにするということでございます。

したがって、各自自治体において地域の実情や児童生徒の実態など様々な要素を総合的に勘案して、主体的にこの制度的選択肢をそのような前提に基づいて有効に活用していかれるように働きかけていくということになると考えます。

〇二之湯武史君 ありがとうございます。

是非、そういう理念はしっかりと理解できましたので、あとはもう運用面を充実させていただきたいというふうに思います。

個人的には、先ほど申し上げましたように、私、六年生で転校したんですね。一年生から五年生は違う学校にいて、小学校六年生でようやく選挙に出た関係で京都市内に引っ越したんですが、大変不安な六年生を過ごして、ですので、卒業式はすごい印象に残っているんですね、小学校六年生の卒業式というのが。

だから、先ほど申し上げましたように、子供というのは様々な情緒的な体験を踏まえて精神的に成長していくものだというふうに思いますので、是非そういった観点を様々な工夫をさせていただいて、先ほどおっしゃったように二分の一の成人式等々、様々な学校なり地域においてそういうある種の儀式といいますが、年齢を超えらるることによる儀式というものを子供たちにしっかりと体験をさせながら、この小中一貫校の良い部分と、そしてこれまでの良い部分、共に様々な工夫をして子供

の成長につなげていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

私も小学校の教員を二十一年間やってまいりました。しかし、既に学校現場を離れて、数えてみますと三十年、いや、三十年もないかな、二十年ほどたっております。一九七〇年からでした。離れたのが九六年ですので、二十年ぐらいいですね。

学校教育法の改正ということで、この前、十日町市の下条小・中学校に視察に行かせてもらいまして、先生方や子供たちの姿を見ながら、本当に、一緒にやっていくというか、子供の育ちをずっと見られるというのはいいなということは正直感じました。

ただ、私自身の経験から言いますが、戦後、私自身の経験は小学校六年生、中学校三年生、その小学校の間に寄り添ってきたという経験なんです。この六三制しか経験がないんですね。今回の小中一貫教育を行うための義務教育学校をこの一条校に加える、新しい学校種をつくるという

ことについて、見てはきましたけれども、制度的にこれをしていくことは本当に新しい経験ですので、非常に不安とか懸念がございます。

その前に、私、小学校の三、四年生を受け持った子が、もう三十年ほど前になるんですけども、この間、この資料を読みながら思い出したことがございます。中学校二年生になった女の子の御両親から電話があつて、私はもちろん隣の市に

もう異動して、子供とも離れて長かったんですが、子供が学校に行けなくなりそうだったんです。先生に会いたいという御両親からの電話がありました。じゃ、いつの日曜日どうぞということで、御両親に連れられて中学二年生にもうなっている女の子が私のアパートに参りました。先生と二人っきりで話したいと言うからということで、御両親は下で車で待っていらしたんですけ

れども。

その子の話によると、中学校に行って一年生のときは良かったんだけど、二年生になって急に授業の中で、その子はとても活発な女の子だったんです。小学校のときは。授業中でも何でも質問をしたり、友達と交流をしたりができたんですけれども、そのまなま上がついていって、おまえ質問するなよ、授業が進まないじゃないかと周りの子から言われる。それで、お掃除とかいろいろな活動の中で活発に友達、男女を問わず注意したり、こやろやろというふうなことをやる。リダー的な女の子だったんですが、それが出しゃばりだと言われるというふうなことがどんどん重なっていつか、あんなに元気だった子が本当に沈んで、表情も全くもう消えてしまうような状態になっておりました。部活動においても、テニスに入っていたけれども、ペアを組んでくれる人がいない、おまえは駄目だと言われて、女の子からも排除されるというふうなことで、本当に精神的に参ってしまつて、御両親は何度も会社休んで担任の先生と話をしたりしてきたけれども、もうこれ以上学校に行けないというふうになっているから、先生に会いたいというその一言にすがって連れてこられたわけですね。

私もどうしていいか分からなくて、もうその子と世間話というか、その後どうだったとか、あの子はどうしているかなとかいう話をしながら二時間ほど話をして、ただ、私としては、あなたが三、四年生のときにあんなにきらきら輝いて、あなたが授業中に質問することも友達を注意すること、それはとても大事なことで、その個性を責める方が悪いんだということで、私はもうそのことだけをその子に伝えたいですね。

それから、それが終わった後、もう高校を卒業した頃、もう一度ほかの教え子とも一緒に会ったんですが、そのときはもうすっかり元気になっていて、何がどうなつて変わったのか分かりませんけれども、そういう意味では、私はその話を受けて中学校の先生にどうか行こうかと本当に

気持ちちはやつたんですけれども、いやいや、それは中学校は中学校のやり方があるという思いで、小学校のやり方、文化と、中学校の文化のギャップをととても感じました。

ですから、小学校と中学校の教職員の意識改革というふうなものがありますけれども、そういうものを本当に連携、交流しながらお互いの良さと、それからお互いの行き過ぎた指導の在り方というものを、何というか、見直していくということとはとても重要だと思ひます。

ですから、小中一貫教育ということで連携を強めていくということは、私は本当に、九年間あるいは高校に行つて十二年間、子供の育ちをずっと見守り、寄り添っていくということは大事だとは思ひつつ、先ほど言いましたように、義務教育の六三制という、戦後七十年間、日本はその制度でやってきたわけですし、諸外国からも日本の義務教育というのは高く評価をされているということがあります。ほかの国で五四三とか五三四とか五四四とか様々な学制を取っているところも、今、六三三に行き着いているというふうなことも読んだことがございます。

そこで、大臣に質問したいんですけれども、この戦後の日本の教育というのは、新しい憲法ができて、教育基本法ができて、その下で、平和と民主主義の国家建設のためにということでこの義務教育が果たしてきた役割というのはとても大きいものだというふうに私は思っております。

その義務教育の中でも、先ほど二之湯先生もおっしゃってましたように、日本全国どこに生まれ育つても、どんな地域でどんな家庭に生まれ育つても、全ての子がひとしく教育を受ける機会が与えられる、教育を受ける権利を行使できる、しかも、一定水準以上のものが受けられるという

ようなこの単線型と教育の機会均等というのが私は世界に冠たる日本の義務教育制度だと思ひますけれども、今回、新たな学校種を設けるということはその根幹が変わるのではないかなという懸念も持ちつつありますが、大臣にまず、この戦

後の日本の教育制度、特に学制が果たしてきた役割についてどのように評価されているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 冒頭、神本先生から小学校の先生のお話がありまして、それで、私も走馬灯のように小学校の先生の思いが先生のお話をお聞きしながら巡ってきたんですけれども、小中高大学という中で、やっぱり小学校の先生の情愛というのが今でも一番強く残っております。私は小学校三年生のときに父が交通事故で亡くなつて隣町に転校したということで、すぐ近くだったんですが、小学校三年生の担任の先生、女の先生が、私もその転校した後に後で転動して行くからというふうに言ってくれたぐらい物すごく思いを持っておられた先生なんです。それだけ、何とかしてあげたい。実際はそのとおりにはなりませんでしたが、でも、それぐらい思いを持って、その先生だけじゃなくて、小学校の先生は一人一人の子供に対して思いを持っておられて、神本先生もそういう思いを持っておられたから、中学生になつても相談に来られたのではないかなというふうに思ひます。

事ほどさように、小学校のときの先生と、それから中学校に入つて、私も、中一ギャップにはありませんでしたけれども、中一に入つて、田舎の中学校のときでも、相当、小学校のときのような甘い学校環境じゃないんだと、もう中学生だったから半分大人だからびしびし厳しくやるんだということで、意図的にはなかつたんですけど、相当小学校のときの環境と中学校のときの教師の対応というのは違ひまして、物すごく厳しく感じました。

ですから、この小学校、中学校の先生がそれぞれいいところをもつと、一つの文化でもあると思ひますが、それを情報交換することによつて、子供がもっと素直に自然に伸び行くような環境をつくっていくということは必要ではないかということとを私はこの義務教育学校の中で感じている要因の一つでもあります。

そして、今、戦後教育そのものを、我が国の教育をどう評価するかということでの御質問になりますが、昭和二十二年の教育基本法制定を始めとする戦後の初等中等教育制度には、基本的に全員に単一の学校系統を用意する六三三制の学校体系、また、自治体の財政力にかかわらずひとしく義務教育の質が確保できるようにするための義務教育費国庫負担制度、また、中立公正な地方教育行政が行えるための教育委員会制度など、各種制度の整備により、全ての児童生徒が能力に応じてひとしく教育を受けられるという教育の機会均等の実現を目指し、充実発展が図られてきたと思います。

また、平成十八年の教育基本法の改正に代表されるよう、時代の変化に適切に対応するため、これまでも不断の教育改革が取り組まれてきたところであり、初等中等教育に係る制度は我が国社会の発展に大きく寄与してきたと認識しております。世界の中でも日本の義務教育は高く評価されているものと、諸外国に行くとき改めて、この国に行ってもそういうふうには評価されず、また改めて感じるところでもございます。

そして、本法案も、これまでの学校教育の成果を踏まえつつ、変化する時代を生き抜くために必要な思考力、判断力や主体性を子供たちが身に付けられるよう、学校制度を柔軟かつ効果的なものとする必要性を踏まえて提出させていただいております。これからの時代の多様化社会の中で、義務教育も基礎基本、そして原理原則、また公正公平、そういう視点をきちんと担保しながら、一方で、子供にとってのより良い環境づくりの一つとして制度設計したものであり、本質そのものが変わるということはないというふうに考えているところであります。

○神本美恵子君 小学校の経験をお話しいただいて、共感いただいたところはとても有り難いと思います。そうなんですけれども、安倍政権が進めようとしている教育改革、学制改革ですね、第一次安倍政権のときに、先ほど小松局長の方か

ら、今回の一貫校があちこちで進められているその動機というのの、それに今回制度化する理由として、教基法、教育基本法が改正されて、小中学校、義務教育の目標が定められ、その目標について進めていく、あるいは英語教育が小学校から入ってきて、その一貫した教育というふうな理由が挙げられていますように、第一次安倍政権、この第二次安倍政権、特に教育再生会議というところが様々な提言を出してこれまで進めてきている。中高一貫はその前からですけども、中高一貫校あるいは国家戦略特区で今提案されている公設民営学校、あるいは今回の小中一貫校など、義務教育段階に関わるような様々な制度改正が行われようとしております。

一体、この教育再生会議を含む安倍政権は、その中の担当大臣である下村大臣は、この国の教育制度、教育改革をどのような方向で持っていくとされているのかということとをまず、もうお役人が作つたのではなくて、下村大臣そのものが、これまでの御自身の教育経験あるいは政治家としての経験も含めて、教育改革、学制改革をどのように進めようとしていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 私の考える教育の本質の部分というのは、その調査が日本青少年研究所で出されているんですけども、日本と中国と韓国とアメリカの意識調査ですね、この中で、日本の高校一年生の自分に対する評価、自分は駄目な人間だと思う、自分は駄目な人間だと時々思うことがあると、これにイエスと答える高校生、日本の高校生が八四％いるんですね。アメリカは五〇％台、中国、韓国は三〇％台。日本も元々この調査を始めた一九九〇年頃は三〇％台ぐらいだったんですが、自己否定感がどんどん増えているんですね。

この子供たち、つまり八四％の子供がそのまま大人になったとしたら、この子供たちは幸せな人生を送れるんだろうかということに対して私はすごい危惧を持っています。つまり教育は何のため

にあるのかと考えると、それは子供たちのためにあると思うんですね。その子供たちというのは、そういう自己否定感とか自信のなさとかそういうのではなくて、自分がこの世に生きてきて存在するということによって、人生に対する喜びとか幸せとか、それを感じるような人生を送ってほしい。そのためには、教育が必要だと思えます。

ですから、教育というのは、一人一人の子供たちが持っている潜在能力、それを最大限引き伸ばす。潜在能力というのは、これは人によって違います。夢とか志も人によって違うと思います。ですから、画一、均一ということではなく、元々子供たちが持っているような潜在能力を最大限伸ばして、そしてお互いに認め合いながら、また、社会に貢献しながら自己実現をしていくと。

自分だけいいということでは、やっぱり幸せだという人生は送れない。社会に役に立つ、家族に對しても、人に対して、地域に対して、国に對しても、そういうような、仕事を通じて、あるいは自分のいろんな生き方を通じて自己実現を図り、そして一人一人がより幸せに、より良く生きていくことができるような手だてを教育の中でどう進めていくかが問われていると思います。

ですから、今、安倍内閣が進めようという教育改革というのは、別に国家主義的な、あるいは右傾化とよく批判されますが、そういう視点ではなくて、つまり支配者が目指すべき教育を考えると、そういうような、そういう視点ではなくて、一人一人の子供の視点に立つたときに、何が今問題なのか。そのことを考えると、今の学校制度の中でドロップアウトしてしまつて落ちこぼれて居場所がなくなっている、これ発達障害も含めてそうです。一方で物足りない子供たちもいるんですね。それぞれの子供たちが自分が生きている実感を感ぜながら自分の能力を伸ばす、そのときそのときに伸ばしていくような、そういう教育環境づくりをつくっていくということが必要だと思えますし、そのためには、より多様化しながら、その子

に合ったような教育、そういうことでいえば、やっぱり教員の数なんか、よりきめ細かな教育をするということが一人一人の子供たちを伸ばすということにつながりますから、チーム学校という話もありましたが、教員含めた体制もより充実をさせること。

そういう子供たちが一人一人の能力を育むような教育をして世の中に役に立つような人材になることが結果的には国の豊かさになるわけで、つまり、国家の豊かさを先につくるのではなくて、一人一人の豊かさをつくっていくことによって結果的に国が豊かになるような社会をつくっていくと、それが目指す教育改革であります。

○神本美恵子君 教育の内容に関わつてというよりも、今私が申し上げた事例は、学制ですね、六三三四制という今の学制をどのように改革しようとしているのかと。

ある意味、私は、市場原理といいますか競争主義が持ち込まれる、多様化、柔軟化ということでは競争が義務教育段階に持ち込まれるようになっているのかという問題意識で改めてお聞きしました中では、小中一貫校、あるいは高校の早期卒業、五歳児就学前教育の義務教育化、あるいは学校段階の区切りの在り方、五三四とか五四三とか四四四というような、そういう在り方について検討するべしという提言があつております。

その中の一つとして、今回、小中一貫校が学校教育法的一条に位置付けられているのではないかと、思っていますけれども、その中には飛び級や留年の導入なども今後の改革として視野に入っているのかということが一点と、もう一つは、衆議院の議論の中で、この義務教育学校を制度化することによって今後どのような方向性を目指しているのか。答申では、小中一貫教育の優れた取組の全国展開という言葉がございします。それから、大臣が衆議院で答弁されたことは、全ての自治体で全ての学校を対象にその方向が望ましいと答弁されております。また、別の質疑者に対して

は、各自治体で少なくとも一つはつくっていた
きたいというふうにも大臣は答弁されている。局
長は一方で、各自治体の主体的判断、これは一つ
の選択肢を増やす形でありますという御答弁で、
ここには今後の方向性としてそこがあるように私
には見えるんですけれども、全ての市町村、自治
体で全ての学校を対象に義務教育一貫校にしてい
く方向を目指していらっしゃるのか、それとも多
様化、柔軟化ということで選択肢の一つなのか、
その辺りは、大臣、どのようにお考えでしょ
うか。

○国務大臣(下村博文君) 二つ御質問があつたと思
いますが、飛び級、留年の件ですね。これは、
教育再生実行会議の中で、先ほど私の方で答弁さ
せていただいたように、一人一人の子供たちの
持つ潜在的な能力を最大限に引き伸ばして、そ
して互いを認め合つて社会に貢献しながら自己実
現を図る。一人一人が幸福により良く生きられる
ような手だてという意味でいえば、みんなが同じ
ことをやっているということではなくて、その子
の持っている能力を引き出すということであれ
ば、それは優秀な子は飛び級というのがあつても
いいというふうに思いますし、また、そういう制
度設計については教育再生実行会議で議論、提言
をされているところであります。

ただ、留年ということについては、これは一定
基準を設けて、それにクリアしなかつたら留年、
落第ということについて、我が国においては、諸
外国でそういう国もかなりありますけれども、我
々が国においては、これはいろんな議論があるこ
ろであります、義務教育の中でそれを導入する
のは、これは望ましくない。大学の中では、大学
においては、これは今後アドミッシヨンポリ
シー、入学試験、それからカリキュラムポリ
シー、どんな教科にするか、それからディプロマ
ポリシーの中で学位、ですから、このディプロマ
ポリシー、学位の中でこれをクリアしなかつたら
留年させるというふうな、社会に対して大学教育
が責任を持つという意味での大学教育におけるそ

ういう基準をクリアするかしないかによつて留年
するということとは、これは議論として今深めてい
るところであります、義務教育における留年とい
うのは、これは教育再生実行会議でも今回対象
になっておりません。

それから、今回の義務教育学校であります、
私が衆議院でも答弁させていただいたのは、
ちよつと正確に申し上げますと、この法律を作る
ということとは、これは今までの六三制も否定はし
ません、しかし、この制度設計を、先ほどお話が
ありましたように、千百三十校で既に実践してい
る中で成果、効果が上がっている、ですから是非
これを法律化することによつてより義務教育学校
が各自治体でやりやすいようにしていただく、い
いものとして国会で法案としてお願いしているわ
けですから、各自治体では是非取り組んでいただ
きたい。その中で全ての小中学校を義務教育学校に
変える必要があるとは申し上げたつもりは全くあ
りません。

ただ、せつかくそういう法律を通すわけです
から、各自治体一つ、一校ぐらいは少なくとも義務
教育学校については是非検討していただきたいとい
うのが私の思いでありまして、小松局長の答弁
というのは、最終的には、設置主体がこれは国で
はなく、義務教育についてはこれは教育委員会
ですから、ですから教育委員会が判断すること
であるので、必ずつくらなくちゃいけないとい
うことをこれは文部科学省として言える立場では
ない、教育委員会が判断することだ。

私が言っているのは、しかし法律を作るわけ
ですから、これはお願いでありますけれども、是
非、各自治体として、教育委員会としてこの義務
教育学校に対して是非検討していただいて、一つ
はつくるような、そういう前向きな検討は是非し
ていただきたいということ、衆議院の中で答弁を
させていただいたということでありまして、
○神本美恵子君 ちよつと一つ確認したいん
です、義務教育のところ、留年は駄目だけれども、
飛び級はオーケーとおっしゃったんですかね。

○国務大臣(下村博文君) 失礼しました。
義務教育においても、飛び級とか留年というの
は、教育再生実行会議では対象にしておりませ
ん。議論としての対象にはしていないということ
です。

○神本美恵子君 一つの自治体の中で、少なく
も全ての自治体の中で一つはつくってほしいとい
うような、そういう方向性が示されたんですけれ
ども、今そういう制度化しないというしてもでき
ないことは何かということも聞きしたかったん
ですが、先ほど二之湯委員の質問に答えられまし
たので、そこはちよつと飛ばしたいと思うん
ですけれども。

やはり一つの選択肢としてこの形がつけられる
と、自治体の中に義務教育学校と従来の小学校、
中学校、そのまの学校とが存在する場合がある
わけですね。今もそうですけれども。そうなる
と、例えば中高一貫教育を行う中等教育学校では
やはり受験エリート校化するんではないかという
ようなことで、制度導入のときに衆参両院で附帯
決議が付けられておりました。受験エリート校化
や学校間格差を助長することがないようにとか、
受験競争の低年齢化を招くことがないようにとの
附帯決議がなされておりましたけれども、実際に
は、御承知のように、中等教育学校や中高一貫の
学校ではそういうことが起きている、あるいは東
京に特に顕著に現れているというふう聞いてお
りますけれども、出ている。

今回の義務教育学校の制度についても、それ自
体はそういうことを目指しているわけではもちろ
んないでしょうけれども、全国学力テストや特に
学校選択制と結び付いたときにエリート校化する
懸念はないのか。あるいは、義務教育学校がエ
リート校化して、選択制になって、そこにそうい
う人たちが集中していく、こうなると、義務教
育、小学校、中学校の段階で学校間序列が付いた
り格差がでたりする。

特に、施設一一体型の学校が一つの自治体の中
にできた場合に、そこは恐らく施設一体の新しい校

舎を造るでしょうし、立派な校舎が多分できるで
しょう。そうすると、やっぱりあの学校に行きた
いというふうになって、これは制度的には就学指
定をするというふうになっていますが、学校選択
制が導入された場合にはそこが崩れていくとい
うような懸念があるんですけれども、それにつ
いて、エリート校化しないという制度設計ある
いは運用上の留意点について具体的にお示しを
いただきたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 市町村立の義務教育
学校は、小学校、中学校と同様に就学指定の対
象とすることを予定しているため、入学者選抜は
行われません。また、学校選択制であります、こ
れもあくまで就学指定の手続の一つとして行われ
るものであり、特定の学校に入学者希望者が集中
した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的
な仕組みを踏まえ、学力による入学者選抜が行わ
れることはないということでありまして。

また、義務教育学校の教育は、小学校、中
学校の学習指導要領を準用することとしておりま
し、学習指導要領に示された内容項目を網羅して
行われることとなります。

これらを踏まえ、今回の制度化によつて、
エリート校をつくるということではありませ
んが、小中一貫教育を通じた学校の努力による学
力水準の向上や、あるいは学校段階間の接続に
関する優れた取組の普及によつて公教育全体の
水準向上は期待することはできると思ひます。し
かし、それは義務教育学校をエリート化するとい
うものではないし、またそういう制度設計では
ないということでありまして。

○神本美恵子君 もちろんエリート校化するこ
とを目指してつくられるものではないということ
は、そこは信じておりますけれども、結果です
から、結果そういうことが中高一貫でも起きている
ではないかと、小中一貫でそれが起きないとい
う担保があるのかということをお伺いしたんです
けれども、今の御説明ではちよつと私自身は納得
できないという感じが、懸念は拭えないというこ

とを申し上げて、やはり複線化になるのではないかとということ、そのことによって教育の機会均等が崩れていくのではないかと。盛んに、大臣、先ほどの御答弁の中では、この中高一貫によってメリットもあるし効果も上げられているので、これによって学習効果、教育水準が上がっていくとおっしゃいますが、今ある従来の小学校、中学校も現場では精いっぱい頑張っています。精いっぱいの中でやっているというのに、中高一貫だとそういう成果が上がるというふうな認識というのは、ちょっと私自身は非常に残念な気がしているというのを申し上げて、まだあと子供への実際のしわ寄せあるいは教職員の膨大な負担というふうなことにしてお伺いしたかったんですが、次の機会にしたいと思います。

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋正義でございます。

今、十一時六分。今日カナダで行われております女子のサッカーワールドカップがキックオフになったばかりだと。ちょっと大変そちらの方も気にはなっているんですけども、しかし、この大変重要な法案でありますのでしっかりと審議をさせていただきたいというふうに思います。

と同時に、ワールドカップというふうな形になると、やっぱりついながってくるのがオリンピックの例の競技場の問題であります、これは通告してないんですけども、是非お答えいただければと思いますけれども。

先ほど、ネットのニュースを見ておりましたら、日本スポーツ振興センターがザハ・ハディド・アーキテクツに伝えたという話でありまして、それは要するに、今のアーチ型屋根の開閉は延期をするという、そして座席の一部も仮設でというふうなことであるという、そういうふうなことになるというのでありますけれども、それで間違いないでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) それは、詳細、今初めてお聞きして、聞いておりませんが、誤報だとい

うふうに思います。

このアーチ型の、これはキールアーチですが、これを変更するということは決めておりません。ただ、今後、絶対条件を今JSCにも指示をして、そして設計者とも議論をしてもらっています。一つは、確かにサッカーのワールドカップも非常に気になるところではあります。二〇一九年にラグビーのワールドカップを開催をいたします。これには絶対間に合わせるように国立競技場を造ってもらうというのが絶対条件でありまして、そのために、二〇一九年の春、竣工をするということで、今設計・施工業者と調整をしております。それから二つ目には、やっぱり予算が、元々のJSCの予算では千六百二十五億。これは確かにその後相当物価上昇、資材とか労務費とか、それからあとは消費税ですね、これは確かに、聞く一般的な物価上昇率よりもっとかなり急騰しているということでありまして、単純に何%アップということとは言えない部分がありますが、それにしても相当高い額になりそうということ、これはいろんな創意工夫、コストダウンを図ると。コストダウンを図る中で、より柔軟な、間に合わせるという柔軟な中で対応が何ができるかということについては今現場に指示をしております。ザハ・ハディド氏のデザインそのものをなくすということを示しているわけではなくあります。

○那谷屋正義君 そういうことではないんですけれども、要するに、この間大臣がずっと答弁されている、あるいは見解を示されているように、いわゆる屋根は残念ながら開閉式には間に合わない、あるいは座席の一部は仮設だということ、うなことでいいという、そういうことですね。そういうことですね。

そのことについて、いろいろ設計の問題、それから予算の問題から東京都ともいろいろやり取りをされている中で、舛添知事が、やはりもう一度設計も含めて見直すべきだというような話が出

りとか、非常に国民は、こんなことで本当に間に合うんだらうかという懸念の声が多く聞かえてくるわけでありまして、これは何としても、今頃になってその辺でこういうもめ事になってしまっているというか、もめ事という問題が出てきてしまっているということについては、やっぱりきちっと早いうちに対応していただかないと本当に心配だな。

本会議でも申し上げましたけれども、やはりそのことがいわれる二〇二〇年の東京オリンピックの変なレガシーとして残されていくということになつてはならないというふうに思いますので、是非そのことについて東京都とも早く相互理解が深まるように努力をいただきたいというふうに思います。

それでは、本題の方に入らせていただきます。先日の本会議に続いての今日の委員会での質問ということでございます。多少ダブる部分、あるいはもうお二方から出された質問とダブる部分もございますけれども、改めて簡潔にお答えいただければというふうに思います。

この制度化に当たつての質問をさせていただいたところ、大臣が、現在、小中学校が別々の組織として設置されていることから様々な運用上の課題が指摘されており、こういうふうな言われました。この様々な運用上の課題というのはどういう課題のことを指すのか、それが大体、全体でどのぐらい課題となっているのかについて、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

小中一貫教育につきましては、現行制度の下で運用上の工夫によって何らかの形で取り組んでいる学校、件数が、小学校約二千、中学校が約一千、三千数百という規模でございますが、お尋ねの別々の組織として設置されていることから生じる具体的な運用上の課題内容ということの大きなものから申し上げますと、まず、教職員の負担感、多忙感の解消をどうするか。大きな課題が認

められるという御意見が二七%、それから、課題が認められるという御回答が五八%というふうな割合になっております。それから、小学校、中学校の教職員間での打合せの時間の確保、これをどうするか。これもほぼそれに近い数字で課題として挙げられております。それから、小学校、中学校合同の研修時間の確保、これもそれに迫るような数字が挙げられているところでございます。

こうした課題が生じる大きな要因の一つとして小学校、中学校別々の組織として設置されることによるところを解消するということも、全体の解消策と併せて大事なことだというふうに考えている次第でございます。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。

そして、その後に、学校現場からも義務教育学校の制度化が要望されていたところでありまして、このように答弁をされたんですけども、その要望の内容あるいは件数等が分かりましたらお聞かせいただけたらと思ひます。

○副大臣(丹羽秀樹君) お答え申し上げます。

義務教育学校の制度化につきましては、小中一貫教育に取り組む四十四の自治体による小中一貫教育全国連絡協議会が開催いたしました小中一貫教育全国サミットの共同宣言において、義務教育学校の設置に係る法整備の実現が要望されております。これは、時系列で言いますと、平成二十三年の七月と平成二十六年の十月に行われております。

また、八百一の市区が加盟する全国都市教育長協議会によりまして、義務教育学校を設置するための法整備が平成二十六年の七月に要望されております。

○那谷屋正義君 私も何校か見させていただきまして、けれども、自らが希望するところ、要するに現場の先生方が希望するところとは余り聞いていません。要するに、教育長あるいは首長さんがそういったものにしていうこと、それは、一つの要因としては、先ほど触れられましたが、いわゆる学校の統廃合、小学校同士

○国務大臣(下村博文君) 今回の法律案を国会に
 お願いするに当たって、これは、義務教育学校が
 それだけの優れたものがあるという確信の下でな

要するに、私は当初、もう既に千百三十校があつて更にそういう学校をつくらう、あるいは義務教育学校にしようというところに対して何も制度化されていないままであつていいのかと、ただ全部それは自治体に委ねられる、市町村に委ねられるんだからあとはいささか自治体でやれよ、というような、何となく、法案は作るけれどもそ

さを今後とも、やっぱりこのことが制度化されてもそれはそれでしつかりと生かしていっていただきたいと思いますという意味で、これも通告外でしたけれど

先日、私が最初に教えた子供たち、五年生、六年生を持って、その六年生が卒業していった、させたいわけですけども、三十一年ぶりでした、三十

一年ぶりに、当時三十六人の受持ちの子供たちがいて、そのうち二十六人という子供たちが集まって、全国から来ていただいたんですが、そのときにやっぱり彼らが口々に言うのは、やっぱり六年生ですごく大きいよねと、こういうふうになんて言われていた。なるほど。これが、僕が仮に三、四年生の先生であつたならば、もしかしたらそんなに印象に残る先生ではなかったのかもしれない。というふうにもちょっと、まあ自己否定じゃありませんけれども、ちょっと思ひたりもしたんですけれども。

そういう意味では、やはり六年生、小学校六年の課程の中の最上級生というふうなこと、責任を持つ。これが、一貫になったときに今度、中一、中二、中三と更にまだ上があるわけで、最上級生というのになかなか得ないというのか、そういう認識がなかなか持ちにくくなっているのではないかなというふうにも思ひやうでありまして、そういう意味では、この中一ギャップというのは本当にいろいろある。そういう意味では、小中一貫校になるというこのメリット、デメリットというのは、僕は両方兼ね備えているんだろなというふうにも思ひやうであります。

ですから、私が行ったところでは、義務教育学校前期修了式とか、そういうのが何かあるようでありまうけれども、前期修了式というよりも、やっぱり小学校課程というのは小学校課程としてずっと残して、卒業式ということ、それは一貫校であつてもやってもいいなというふうになんか思ひたりした次第でありますけれども。

今の話を受けて、大臣、どのように感想を持たれたでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 三十年もたつてそれだけクラス会に集まるといふのは、やっぱり那谷屋先生の魅力が大きかったのではないかと、すばらしい先生だったのではないかとこのように思ひました。

中一ギャップの問題であります、これまでの

小中一貫教育の成果を踏まえれば、この中一ギャップの緩和のために、例えば小学校高学年と中学校一年生の合同授業をやったり、小六の担任に引き継ぎ中一を担任させたりする、あるいは、中学校教育の特徴である教科担任制や定期考査、制服、部活動等を小学校高学年から段階的に導入する。こうした取組を行う上で、例えば四三二や五四など、小学校段階と中学校段階の間に便宜的な区切りを設けて小中の連続性を意識した指導を行うなどの取組が有効であるということが既に実践している学校の中で明らかになっております。

一方、様々な御指摘のように、節目における環境の変化を利用した子供たちの成長を促すということも、けじめ、けじめとしても重要であると思ひます。

運用上、小中一貫教育に取り組む学校において、例えば小学校四年生時、十歳のときの二分の一の成人式とか、それから中学校の二年時の立志式。これは私も母校の中学校の立志式に記念講演で昔行ったことがあるんですが、卒業のときも記憶に残るということですが、この立志式も、後で大人になったときに、みんな埋めたカプセルで、将来の夢、立志のときに思ひたのはどうだったのかというのをもう一度見るといふのを町ぐるみでやっていると意味では、これは必ずしも卒業式だけが節目ではなくて、そういういろいろな節目をつくることによって子供たちが成長していく環境という意味では考えられるのではないかと、そういう教育上の工夫は考えられるのではないかと思ひます。

文科省としては、こうした先行事例の紹介等を通じて、義務教育学校において様々な節目を生かした効果的な教育が実施されるよう取り組んでまいりたいと思ひます。

○那谷屋正義君 新しい制度を導入すると、どうしてもこれまでのものの固定観念みたいなものが頭にあつて、やっぱり卒業式じゃなければならぬ、あるいは先ほど卒業式が大変印象深かつたという話もありました。

しかし、今大臣が言われたように、それぞれの義務教育学校でそうした節目のいわゆるイベントというのか、そういったものをするにによって子供たちに一つの節目を感じさせるということとは、私は大事なところだろというふうに思ひます。で、後で申し上げますけれども、後で申し上げる設置に当たつての指針作りだとか、あるいは手引の作成等について、是非そうしたことも付記をするべきであらうというふうに思ひております。

また、例えば校内組織や会議の一元化などにより従来よりも業務を効率化できる面もあると思ひますので、今、那谷屋委員が指摘された部分については、今度は教職員の組織が一体化になりますから、そのことによって解決できることもあると思ひます。

そこで、今局長の方からお話がありました様々な課題、特に教職員の負担の問題がございました。

他方、小中学校の垣根を越えて九年間を見通した教育指導を行うに当たつて、各学年間の連携をこれまで以上に密にする必要があり、通常の小中学校にはない新たな業務が生じる場合もあると考えられます。これについては、校内での連携体制の構築や地域人材の一層の活用、優れた先進事例の共有化などにより、教職員に過度の負担が生じないよう学校設置者や管理職が十分に配慮することが必要となると思ひます。

私が行った一校は稚内という北の果ての学校で、そこが小中一貫校だったんですけれども、そこではやはり小学校の児童指導担当それから中学校の生徒指導担当が定期的に会議を行っているわけでありまうけれども、最初は、両校に副校長といふのがいらつして、副校長とその他の人々を交えてやっているとありますが、実際に蓋を開けて始めたら、やっぱり様々な業務が忙しくて、いわゆる管理職たる副校長同士の話だけで終わつてしまつて、実際にはその会議には、児童指導担当、生徒指導担当の人たちがなかなかその会議に加われないというふうな話がありました。

文科省としても、小学校及び中学校の教職員定数と同数の教職員定数の算定を確保するとともに、総括担当の副校長、教頭の配置や負担軽減の好事例の提供などを通じて、小中一貫教育に伴う教職員の負担感の軽減に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

いろいろな負担がやっぱり当然増えるわけでありまうけれども、それぞれ考えられる負担に対してどのような軽減策を考えられるのか、大臣、今気が付かれる範囲で結構ですので、お答えいただけますか。

○那谷屋正義君 一人一人の子供たちと向き合う時間を確保することが最も大事だといふ現在の教育問題について、やはりそこを原点としてその負担を軽減をする様々な施策を打つていただけたらというふうに思ひますけれども。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、小中一貫教育に取り組んできた学校からは教職員の負担増が大きな課題の一つとして挙げられております。

横浜の方の小中一貫教育校を見てまいりました。これは隣接型です。非常に近いので、その学校では一々会議を持つということがなかなか大変なので、そのときには校内のいわゆる無線といひますかそういったものを使って、誰々先生、例えば社会科なら社会科の先生同士が小学校で、あるいは中学校で、こういうふうなことで今問題になっているとか、こういうふうな指導の仕方があるねとかという、そういうやり取りを、何も会議を開かなくてもそういうふうな連絡があるいは立ち話みたいなものでそういうことをしっかりとやっているというふうな話も聞きました。

このうち、小中学校それぞれに校長や教職員組織が存在し、意思決定や意思統一に時間が掛かることや、教育課程や年間指導計画をそれぞれ作成することなど、小学校、中学校が法令上別々の学校であつたことに起因する課題は義務教育学校の制度化により解消されるということになります。

そういった例を是非調査をして、今からお願ひ

もよく意思疎通を図りつつ取り組んでまいりたいというのが認識でございます。

○那谷屋正義君 財務省なりに教育再生に向けて努力をしているとお話だったというふうに思いますが、これはやっぱり国民が見たときに、教育再生をうたつていながら、その内閣というか、その政権の中から三十六年までに四万二千人という大きな数字の削減という文字が躍り出るとか、あるいはもつとと言うと、さつき言いましたように自然減だとかそういう話じゃなくて、当然減という、この当然って何に対して当然なのかということ、こういった言葉が平気でマスコミに躍り出るといふこと、こういうことを考えると、何か安倍政権で文科省と財務省で考えていることが全く違うんじゃないのと、本当に同じ方向、教育再生に本当に向かっているというふうに疑問を持たざるを得ないと思うんですけれども、そういったことを踏まえてちょっと、副大臣、もう一回お願いいたします。

○副大臣(宮下一郎君) 繰り返しになりますけれども、この教育の重要性というのは、財務省、もちろん文部科学省、各省共通の認識ということでありますが、実際その予算の組み方の具体的な姿についての提案という、スタンスとして異なる意見があるというのも事実だと思います。しかしながら、財務省としましては、大変厳しい財政事情の下ではありますけれども、教育も含めた全ての予算分野についてしっかりと重点化、効率化を進める必要があると、こういう観点から教育分野も含めて知恵を出せないかという御提案をさせていただいて、議論に供しているということだと思っております。

財務省も、そして文部科学省も、そして経済財政諮問会議も、安倍内閣の重要課題であります教育再生を実現することは大事だと、そして教育予算の質的な向上をさせていかなければいけない、こういった認識、考え方のものについては見解は一致しているというふうに私は考えております。

いずれにしても、特に文部科学省とよく意思疎通を図りながら、実りある教育の実現に向けて、そして予算が質の高い予算として執行できるように努力してまいりたいと思っております。

○那谷屋正義君 言われていることは何となく美しい言葉で言われているんですが、さつき申し上げたように、四万二千人減だとか、それから当然減という言葉というのは、当然減って、あそこで出てきた言葉だというふうに私は認識していますけれども、いかがですか。

○副大臣(宮下一郎君) 私も当然減という言葉がいつ使われたかちよつと厳密に認識していませんたもので、今事務方に確認いたしましたら、財政審で今回初めて使ったと、こういうことであります。

そのところは、先ほどの予算を全体のバランスの中で質を高めつつ、効率を高めつつ効果を最大に上げると、こういった意識が強く出た言葉なのかと思えますけれども、やっぱり言葉が与える印象というのは大きいものもあると思います。

しかしながら、実態としては少子化に対応しつつ質を高める、そういった中で言葉の使い方のことで、今後その言葉をどうするかも含めてきちつと議論をして、そしてそうしたところの一番本のところでこれは何だというふうに御指摘を受けるようでは先の議論に進めませんので、しっかりと言葉の使い方も含めて気を付けていきたいと思っております。

○那谷屋正義君 安倍政権の重要課題である教育再生をうたつていながら当然減というのは、当然というの、何というか、当たり前ということだというふうに思うんですね、これはもう私が言うまでもありません。何が当たり前なのか。当然、何というか減らすことが当たり前というのか、何かすごく教育再生で教育に力を入れるんだと言っているそういう力の向きと、当然減なんていう言葉を使われる力の向きとは全く真逆だというふうに思うんですけれども、それは今ちよつと言われましたけれども、要するにこれから少子化

に向けて児童生徒が減る中においてどういふうな対応をするかという、むにむにと、こう言われました。その言葉でどどめておけばいいと思うんですけれども、当然減という言葉が出てくると、何だこの財務省は、教育の本当に考えているのかというふうなことで、国民的に、もう私シンブルですから、すぐそういうふうにはおんど感じるわけでありまして、非常に問題だと。

今後、私はこういう言葉は使つてほしくない、使つべきではないというふうに思いますし、元々、僅かでした私たちの政権のときの考え方とは違ひまして、私たちはやっぱり人づくりというところで、全ての予算の中からまず教育に必要なものは何かということでもって、要するに、最初からこの予算枠が決まっていたわけではなくて、ここにこういうふうにしてやろうというふうなことでもやっていたわけですから、文科省の枠がある程度決まっています、その中でつこみへつこみをやつていこうとすると今みたいな話になってくる可能性もあるんですけれども、やはりその政権が何に力を入れているのかということによつて、いわゆる予算の在り方にもめり張りを付けていくということが本来はあるべきことなんだろうというふうに思うわけでありまして。

下村大臣、当然減という言葉をお聞きになったというか目にされて、どんな感想を持たれましたか。

○国務大臣(下村博文君) 宮下副大臣は政治家ですから、地元長野県を回っている中で教育現場の状況は御存じだと思んですが、残念ながら、財政審の方々が教育現場を本当に分かつているのかということについては、私は非常に疑問に思っております。

それというのも、加配教員に対する当然減ということを使っているわけですが、加配教員がなぜ増やさざるを得ないのかというのは、例えば平成十六年からまだ十年もたつていないのかかわらず、特別支援教育に係る子供の数とか、それからいじめとかによる不登校による子供

の数とか、それからあと外国人の子供たちの数とか、教育現場がより複雑化、困難化をしている中で、ある意味では加配教員を増やさなかつたらこれは現状レベルの教育維持もできないという中で、別にぜいたくしているわけじゃなくて、子供たち一人一人にきめ細かな対応をしなかつたら現状の教育レベルも対応できないという中で、それだけ教育が困難な中で加配教員をしているわけでありまして。

さらに、そもその学力についても相当開きがありますから、少人数教育とか習熟度別教育とかいうようないろんな創意工夫というのがやっぱり必要の中、やむを得ない措置として子供たちの視点から見れば加配を増やしているわけですから、それを相対的な、人口減少するから加配はなくてか減らせというの、余りにも教育現場を知らない人たちがまさに机上の中で計算したと、まあこれはもう机上の空論と言つてもいいと思います。

ですから、是非一緒に学校現場等視察をしてもらいながら、今学校現場がどんな状況なのか、子供たちの置かれている状況はどんな状況なのかというのを是非見ていただきたい、また、それに関係する資料等、文部科学省の方でもしっかりと提供させていただきたいと思っております。

○那谷屋正義君 私も、宮下財務副大臣を憎いとか、そういうことで決して申し上げているわけではなくて、立場上どうしても申し上げておかなきゃいけないだろうということ、今後、これから来年度予算に向けての骨太だとか、あるいは概算要求だとかということでもまたいろいろ話し合われると思いますけれども、今の下村大臣の答弁をしっかりと財務省としても受け止めていただいで、先ほど申し上げましたように、間違つても誤解を受ける、当然減だとかそういう、あるいは数字がばおんと先に躍り出るような、そういうようなことというのは私は控えるべきではないかなと。安倍政権において教育再生を力入れているということであれば、それはやっぱり言うべきで

はないというふうに思いますので、改めて御指摘をさせていただきたいと思ひます。

まだまだ質問を用意しましたけれども、申し訳ありません、時間が来ましたので、今日のところはこれで終わりにしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○委員長(水落敏栄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、島田三郎君が委員を辞任され、その補欠として衛藤晟一君が選任されました。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時開会

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科科学委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、学校教育法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。お役に立てますよう質疑をしたいと思ひます。

私は、今日は、道徳教育と発達障害、中でも自閉症についてちょっとお伺いをしたいと思ひます。

その理由は、今日午前中の議論にもありましたように、小学校と中学校の差というのは私も非常に大きいと思ひます。その前提で、小学校、中学校、それぞれの発達の段階に応じてカリキュラムが組まれているということ、だからこそ、小中一貫校になったら、中学校に上がったときに小学生で教えたことのないゆる意識しなくてはならない接続部分みたいなものが円滑にいくのかという議論や、あるいは、午前中も議論ありましたが、節目がなくなってしまうといったような課題といったようなものも出てくるのかと思ひます。そういった状況の中で、発達の段階の問題からこ

ういったことを捉えていくということ、留意点としては非常に重要ではないかと思ひますから、この道徳の問題、それから発達障害についてちょっと聞いてみたいと思ひます。

改正後の学習指導要領においては、指導に当たっては児童生徒の発達の段階を考慮することになっておりますけれども、確かに多くの子供に共通に見られる発達の段階への配慮というのは非常に重要であります。それだけでは少し足りないと思ひます。その理由は、児童生徒一人一人の発達が一律ではないというだけではなくて、そもそも障害がある子がいらっしゃるからであります。そのような児童生徒にもしっかりとした配慮が、指導が行われるべきと考えますが、まずは文科省の見解を伺いたいと思ひます。

○政府参考人(小松親次郎君) 委員御指摘のとおり、発達段階ごとの特徴というののもちろんあるわけですが、その一方で、一人一人、児童生徒は違う個性を持った個人でございます。能力、適性、興味、関心、性格などの特性も異なっております。またこの中には発達障害といった、そういった点を考慮しなければいけない、特別に考慮しなければいけないお子様方もいらっしゃるわけでございます。

その観点から、教育課程の編成や、指導内容や指導方法を考える上で、個々人としての特性等から捉える個人差にも配慮することが求められると思ひます。特に道徳科は、社会性を持ちながら真摯に自己に向き合つて、自分との関わりで道徳的価値を捉えて、一個のかげがえのない人格としてその在り方、生き方を深めていくということを重視しておりますので、指導に当たりましては、発達の段階とともに、個々人としての特性から捉える個人差にも意を用いる必要があります。その観点から様々な手段を講じてまいりたいというふうに考えております。

○秋野公造君 今局長から、学習指導要領の発達の段階というところの中身について御答弁をいただいたわけですが、前回、財務省にもお越

しをいただいたときにも、自閉症の対応について議論をさせていただきました。

自閉症の児童生徒は、今、発達障害の中でくられていくわけでありまして、対人関係の困難という障害特性を持つ以上、自閉症の児童生徒には、発達障害と一くりにすることなく、自閉症の特性に応じた支援というものが私は必要ではないかと思ひますが、現在どのような教育的支援が行われているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(小松親次郎君) 自閉症の児童生徒、お子様方に対する特別支援教育につきまして、まず、通常学級に在籍しながら通級による指導を受けることができるというほか、特別支援学級の対象となっております。また、その障害の程度の重い方は、多くの場合、知的障害を併せ有しているということもありまして、知的障害を対象とする特別支援学校に就学する場合もございます。

それから、自閉症のお子さん方につきまして、今御指摘のような対人関係の困難あるいは言語発達の遅れ、興味や関心の限定といった障害特性がございますので、一人一人の障害の状態に応じまして学習内容が分かります教材、教具の作成などの指導の工夫や配慮の下に小集団による指導や個別指導が行われているところでございます。

そうしまして、国立特別支援教育総合研究所におきましては、自閉症の児童生徒に対する教育的支援に関する研究を実施いたしております。

自閉症の児童生徒に対する教育的支援ということにつきましては、前回、秋野委員から御質問をいただきました。五月十九日であったかと思ひますが、自閉症のお子さんのみに特化した教育の場の整備の必要性についても御指摘をいただきました。そのときにもお答えをいたしました。文部科学省としては、引き続き、自閉症を含めた障害のある児童生徒、お子さんたちの特性に応じた適切な支援を行うという観点から、指導体

制の検討や充実ということには取り組んでまいりたいと考えております。

○秋野公造君 今局長から、自閉症を含めた発達障害の児童生徒が、社会的関係を形成することが困難である、言語の発達が遅れる、興味関心が狭い、特定のものにこだわるといったような特性があるという御発言がありました。

であればこそ、小集団、個別による指導というのが実態として行われているということでありまして、そのような中で、道徳については数値による評価は行わないものの、この中教審の答申では、道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価をされるとされております。

私がここで心配するのは、この発達障害の児童生徒が、その評価において、もしもその年齢で共通して見られる発達の段階ごとの特徴といったものが尺度になったならば、これは初めから不利な状況に陥るのではないかと懸念があります。

三月二十五日には、衆議院の文教科科学委員会、我が党の浮島委員から、この発達障害の児童生徒の配慮すべき観点、こういったものを学校や教員間で共有すると質問に対して御答弁をいただいております。その観点は重要だと私も思っております。この発達障害の児童生徒に対する評価の在り方については今後しっかりと検討をお願いをしたいと思ひますが、文部科学省は今後どのように取り組まれているのかということをお伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(小松親次郎君) 道徳の評価の関係につきましては、この道徳科の評価に関する専門的な検討を行うため、中教審の答申等も踏まえまして、この中には、今先生御指摘の、数値などによる評価は導入しない、あるいは一人一人の良さを伸ばし成長を促すための適切な評価を行うという観点に立つて、どういった評価が適切かということを検討するための専門家会合ということにいたしております。

五月に評価や道徳教育、発達障害等の専門家の

方々による会議を設置したところをごいまして、今月の十五日に初回の会議の開催を予定しております。この会議におきまして、発達障害等の障害をお持ちのお子さん方についての配慮すべき観点等を学校や教員、先生方間で共有するなどといった今議論になっております基本的な点、方向性を前提に専門的な検討を行っていく予定といたしております。

今後につきましては、会議での御検討などを踏まえまして、今年度中に先生方用、教師用指導資料の作成や、指導要録の改正ということを考えているところでございます。こうした取組を通じて、道徳の評価が適切に行われるように、その趣旨の周知徹底も含めて努力してまいりたいと思っております。

○秋野公造君 大変くどいわけですが、これ発達障害全般ということではなく、この自閉症といったことについても御検討いただこうということでしょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) はい、自閉症も含めてしっかりと検討してまいりたいというふうに考えています。

○秋野公造君 よろしくお願いをしたいと思います。

現状においては、文科省が作成をした「私たちの道徳」、こういった副読本などが用いられていると認識しておりますけれども、特別の教科になりますと、今後は教科書を使わなくてはならないと。立て付け上、教科書を使わなくてはならないということになりますと、その学年の教科書しか使えなくなるのではないかと、それでは個々の発達に合った対応というのは限定的になるのではないかと、こういったことを懸念をいたします。

教科書である以上、発達が遅れているからといって、例えば中学生に小学生の、これは小中一貫校でも同じですが、そういった教科書を用いるということにはならないと思いますが、ここをどのように今後埋めていくのかということ、こういった副読本は今後使用できなくなるのかと

いうことを伺っておきたいと思っております。

○政府参考人(小松親次郎君) まず、道徳の特別の教科化に伴いまして検定教科書を導入する予定となっております。教科の在り方としては、その検定教科書によってカリキュラムが系統的、計画的に進められていくという点も御指摘のとおりでございます。

ただ、今回の道徳教育につきましては、考え、議論する道徳教育への転換ということになりますので、片方で、無償で給与される検定教科書を安定的に導入することが適当である一方、中教審の答申においても、教科書のみを使用するのではなくて、多様な教材を併せて活用することが重要というふうに提言されております。したがって、教科書が無償給与されることとなった後も、教科書以外の補助教材を使用することは可能でございます。各自自治体で独自に作成している教材などと検定教科書と両方をうまく使用しながら、それぞれのお子さんの個性の違いなどにも配慮した道徳教育の充実を図っていくことが重要と考えております。

○秋野公造君 教科書だけでなく多様な教材を使うという方向性を理解をいたしました。その上でどういったような工夫というものが必要であるかということとを今どのように考えているか、伺っておきたいと思っております。

○政府参考人(小松親次郎君) 主としてその教材等に関わる工夫の観点から申し上げますと、お子さんたちの学習指導に当たりましては、その特性を踏まえた上で、障害の種類や程度等に応じまして、例えば視覚を活用した情報の提供や実際の体験の機会を多くすること、あるいは学習活動の順序が分かりやすくなるような活動予定表を活用することなどの配慮を行うことが有効だということとが指摘されております。文部科学省におきましては、これらの教育的支援を促す資料を作成して、教育委員会に配付しているところでございます。

これは道徳科に限らないことでございます。

ども、道徳科における指導におきましても、こうした観点から、教科書とは別に、写真や図面など視覚を活用した教材を併用するというように、授業において扱う道徳的な課題を分かりやすく示すなどの工夫が考えられるところでございます。

今後、道徳科の評価に関する専門的な検討の中でも具体的な創意工夫の事例を集めまして、そして教師用指導資料にも盛り込むといったような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○秋野公造君 大臣にお伺いをしたいと思います。

前回の委員会でも御地元の事例を引かれて御答弁をいただいたところでありますが、私自身はこの道徳の教科化というのは非常に期待をしておりますし、小中一貫校といったようなことでも非常にいい効果を出してほしいと思っております。

その上で、やっぱり発達障害の子供に対する対応というものが全体として物事をうまくいかせていくんじゃないかと思っておりますが、そこも含めて大臣の御見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 道徳の特別の教科化に当たっては、自閉症を含めた発達障害などの子供たちに対しても十分な配慮を行う必要があると思っております。先日、特別支援学校を視察して、改めて感じました。

具体的に、今回の特別の教科化により、道徳の授業において、答えが一つでない課題に子供たちが自分なりに向き合う考える道徳、それから議論する道徳に転換する中で、例えば自閉症の子供についてはその特徴を理解し専門性のある指導体制を整備したり視覚的な情報を多く活用するなど、教材の提示に配慮したりすることなどが考えられると思っております。

文科省としては、道徳科の評価や指導方法の在り方について来週十五日から専門家会議で議論を深めることとしております。その中で、自閉症を含めた発達障害のある子供たちに対していかなる配慮や工夫が効果的かなどについても検討し、全

国の小中学校の教員への情報共有などに努めるとともに、指導体制の充実を図ってまいりたいと思っております。

○秋野公造君 どうぞよろしくお願いたします。

○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。

まず、教職員の配置拡充の必要性について伺いたいと思っております。この点については、二之湯先生、神本先生、那谷屋先生も質問されていましたが、改めて伺います。

小中一貫教育の実施には、中一ギャップの解消などの成果が報告される一方で、課題も多いと認識をしております。中央教育審議会の答申におきましては、小中一貫教育の実施に当たって、時間の確保や教職員の負担感、多忙感の解消が大きな課題とされております。

お手元の資料一を御覧ください。枠囲みで示しましたように、上から、小中の教職員間での打合せ時間の確保、小中合同の研修時間の確保、少し飛びまして、教職員の負担感・多忙感の解消、これは昨年の九月十九日の文科省の調査結果ですが、ここからも明らかだと思っております。

この二月、先ほど二之湯先生も触れましたとおり、新潟県の十日町市の下条小学校・中学校、小中一貫校を視察しましたが、その際にも、懇談の折に県の教育次長から、小中の調整に時間が掛かるという声も伺っております。

我が国の教職員が国際的に見ても多忙だとされている中、義務教育学校を制度化するに当たって、教職員の事務負担の増加を理由として地方公共団体が新設を見送ることがないよう、前期課程と後期課程の間を円滑につないで、変化に富んだ九年間を適切にマネジメントをすることができる人材の配置が重要だと考えます。

資料二を御覧ください。これも同じ昨年の九月十九日の文科省の調査の結果ですけれども、この調査の結果、上から二番目、教職員の定数上の措置、これ九三％でトップとなっております。しかし、本法律案による義務教育学校への教職員の追

加配置は、校長が二名から一名分になる分の加算として、副校長、教頭が複数配置となるようにすることのみでございます。

義務教育学校への円滑な移行及び運営の観点から、加配措置も含めて更なる教職員の配置の拡充を図るべきだと思いますが、文科省の答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

義務教育学校の創設につきましては、先生方の負担軽減が課題であるという結果でございます。ただ、その一方で、小中学校が一つの学校になることに伴って効率的な業務の遂行が可能となる面もあるというところでございます。

こうした中で、義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準につきましては、前期課程は現行の小中学校と、それから後期課程は現行の中学校とそれぞれ同等に算定をいたします。その中で、今御指摘の校長先生、副校長先生の間の一人増員という形になるわけでございます。それから、少し細かくなりますけれども、例えば事務職員の方とか養護教諭の方等につきましても、この二つが一緒になりましたときに一人にならずにお二人になるとか、そういったような体制は取れるということになっております。この活用が一つ。

それからもう一つは、例えば、小中一貫になりますから、小学校の専科指導といった指導の方法の工夫が行われてまいります。それから、教育指導上、特別な配慮が必要なお子さんたちへの対応もございします。そして、マネジメント機能の強化といったようなことも必要になります。こういった特色に応じた加配定数ということも、これは現行の小中学校でも行っておりますけれども、同じように行っていきたいと思っております。

さらに、現在、退職された先生方や地域の方々などのサポートスタッフの配置も進めておりますが、これらについても積極的に策を講じてまいりたいと思っております。

こうした全体としての定数の算定、それから特

色に応じた加配の努力、そうして周囲のサポート、これらを組み合わせて総合的に義務教育学校の指導体制、教育環境の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○新妻秀規君 分かりました。実施に伴って、現状を見ながら柔軟に対応していただければと思います。

次に、私立学校への支援策について伺います。

義務教育学校については、私立学校、学校法人においても設立することができるとされております。本法律案において、私立学校が義務教育学校を設置する場合の支援についての検討はされているのでしょうか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(藤原誠君) お答え申し上げます。

私立学校振興助成法におきましては、学校法人が設置する私立学校の果たす役割の重要性に鑑みまして、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、それから経営の健全性の向上、これらを図ることを目的といたしまして、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成措置について規定をしております。

今般御審議いただいている学校教育法の改正案におきましては、私立の義務教育学校につきましても私立の小中学校と同様の助成措置を講じることができるように必要な改正措置を盛り込んでいくところでございます。

したがって、文部科学省といたしましては、学校設置者である学校法人からの要望を踏まえながら、私立の義務教育学校に対しても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 分かりました。

次に、教職員の負担感の分析の必要性及び得られた方策の情報提供について伺います。

中教審の答申、これ平成二十六年の十二月の二十二日のものですけれども、タイトルが、子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築についてというタイトルのものですけれども、この答申には、小中一貫教育導入による負担軽減等のための取組の促進が

必要な状況にあると指摘をしております。業務の効率化又は校務支援システムなどICTの活用を提言しております。これについては衆議院の方で議論をされたところを知っております。

一方で、この答申では、教職員の負担感についての詳細な分析、そして情報提供を求めています。答申によりますと、小中一貫教育に伴う教職員の負担や負担感、学校施設の形態や、取組に含まれる学校の数、全体としての学校規模、具体的教育活動の内容などによって異なってくるものと考えられる。国は、有識者等の協力も得つつ、多忙化や多忙感が生じる理由が小中一貫教育に伴うものなのか、あるいは現在の小中学校を取り巻く一般的な状況から来るものなのかも含め、教職員の多忙化や多忙感が生じる原因を丁寧に分析するとともに、これらを解消又は緩和し、小中一貫教育の取組を活性化させる方策について様々なカテゴリーを意識しながら整理し、積極的に情報提供していくべきである、このように指摘をしております。

この指摘をどう受け止めて、またどのように取り組んでいくのか、御答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) ただいま御指摘の中教審答申、昨年の十二月二十二日に提出されたものでございます。ここでは、小中一貫教育を推進していく上で、小学校、中学校の施設が分離しているかどうかといった施設形態や、あるいは具体的な教育活動の内容などについて多忙化や多忙感が生じる原因を分析して、そうした課題の解消策を含めて積極的に情報提供していくことが重要と指摘され、私もそのように考えております。

このため、文部科学省といたしましては、本年度の新規予算といたしまして、小中一貫教育の知見をお持ちの有識者の方々から構成されるアドバザリーボードを設置するなどいたしまして、これも並行して進めますモデル事業の指定地域を始め、各設置者の求めに応じて丁寧に指導助言を行うというふうにいたしますとともに、各地域の取

組の成果や課題は集めて丁寧に分析をした上で、例えば校務支援システムを始めとしたICTの効果的な活用、あるいは総括担当の副校長が配置されることや、先ほどちょっと申し上げました、事務職員が複数配置になるといった教職員集団が大きなことを生かした校務の役割分担の見直し、あるいは次年度計画の前倒し策定などによる会議の効率化といった負担軽減に関する優れた取組について、事例集の作成や各種研修会の実施などを進めまして積極的な情報提供を行っていくという、こういう分析、それから助言、それから情報提供といったものを組み合わせて、御指摘のような点についてしっかりと取組ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○新妻秀規君 今の取組を是非ともよろしくお願いを申し上げます。

次に、国や都道府県の支援の充実の必要性について伺います。この点については那谷屋議員も指摘されましたが、改めて聞おうと思っております。先ほどの中教審の答申は、国や都道府県に対して自治体への支援の充実を求めています。引用しますと、現在の小中一貫教育は設置者や学校の自主的な努力による運用上の取組であるために、国や都道府県からの支援が必ずしも十分でない。既に小中一貫教育の取組を行っている自治体においては、一定の教育上の効果が明らかになっている。こうした中、国や都道府県に対しては、小中一貫教育を導入する必要性がある自治体が取組を行いやすくするための予算措置や人的措置、優れた取組事例の積極的な普及や指導助言等が求められている。また、小中一貫教育において一般に教育指導上懸念される課題については、これまでの各地域における先行的な取組を通じて、効果的な対応策や配慮すべき事項が明らかになってきているものと考えられる。今回の制度化により、設置者が地域の実態を踏まえて小中一貫教育を導入する場合に、それらの課題に対する手だてや速やかな解消に資する手だてが確実に講じられるようにする必要があります。このため、国は都道府県と連携

しつつ、制度化に伴い積極的な指導助言を行った
り、優れた取組の事例を普及させたりすること等
が求められる、このように指摘をされておりま
す。

お手元の資料二にありますとおり、上から二番
目、教職員の定数上の措置、これは人的措置で
すね。で、上から五番目、学校施設整備の財政措
置、また、そのすぐ下の教育課程・指導方法面
での好事例の収集・普及、また、その更に下、施設
整備・運用面での好事例の収集・普及、これはこ
の提言に当たるものと思われるんですけども、こ
うした要望が大変に多いということもこの調査
結果からも分かります。

今回の小中一貫の制度化で、こうした要望への
国や都道府県から自治体への支援は進むのでし
ょうか。大臣の御所見をお願いします。

○国務大臣(下村博文) 御指摘の中教審答申で
も述べられているとおり、小中一貫教育を効果的
に推進していく上では、都道府県と連携を図りつ
つ、各設置者に対し優れた取組事例を積極的に提
供していくことが重要であるというふうに考えて
おります。

そのため、文科省としては、今年二月に教育委
員会や学校法人、国立大学法人関係者を対象に開
催した小中一貫教育フォーラムにおきまして、優
れた取組事例等を共有してきたところでありま
す。さらに、本年度からの新規事業におきまし
て、小中一貫教育の導入に取り組む市町村をモデ
ル地域として指定し、これまでの実践の蓄積を踏
まえつつ、都道府県との積極的な連携を図りなが
ら好事例を創出することとしております。

こうした取組を通じまして、国、都道府県から
各市町村への優れた取組事例の提供、指導、助言
を充実させてまいりたいと思います。

○新妻秀規君 是非とも今のお取組をよろしくお
願い申し上げます。

次に、小学校、中学校及びこの義務教育学校の
全ての学校において指導が可能な教育免許状等の
創設の可否について伺います。

さきの中教審の答申においてはこのような指摘
がございました。小学校、中学校及び小中一貫教育
学校(仮称)の全ての学校において指導が可能な
教員免許等を創設することについては、今後の小
中一貫教育の定着状況、教育課程の特別措置の活
用状況なども考慮し、また、これからの学校を担
う教員に必要な力を身に付けさせるための養成、
採用、研修の在り方といった大きな視点から、教
員養成部会において引き続き検討を行うことが適
当であるとの指摘がございました。この配付資料の
二にも、一番上、教員免許制度の改善は要望が大
変多い項目でございます。

新しい教員の免許等の創設についてどのように
考えているか、文科省の答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) 小学校、中学校及
び義務教育学校の全ての学校において指導が可能
な教員免許状等の創設ということにつきまして
は、中央教育審議会における義務教育学校に対応
した免許制度の在り方の審議の中でも検討が行わ
れたところでございます。

その結果といたしまして、昨年十二月の答申に
おきましては三点ほど、すなわち、義務教育学校
に対応する学習指導要領が既存の小中学校の学習
指導要領に基づくことを基本とすることとなるこ
うなこと、それから二つ目に、小学校及び中学校
の教員免許状の併有者の数は一定数は確保がで
きること、それから三番目に、免許状の併有
の促進策が一層講じられることが見込まれるわ
けでございます。

現在そういう検討が行われているわけござい
ますが、新たな免許状を創設する場合よりも機動
的かつ迅速に人員の確保がまず可能な現在提唱
されている制度がいいであろうというようなこと
を踏まえまして、義務教育学校の教員について
は、小学校及び中学校教員免許状の併有を原則と
することは適当であるという考え方になったわけ
でございます。

こういうこともございまして、御指摘の教員免
許状の創設ということにつきましては、今後の小

中一貫教育あるいは義務教育学校の定着状況、そ
れから教育課程の特別措置の活用状況、こうい
つたものもよく見まして、また、これからの学校を
担う教員に必要な力を身に付けさせるための養
成、採用、研修の在り方といった大きな視点から
引き続き検討を行っていくという位置付けかと考
えております。

○新妻秀規君 分かりました。
続きまして、特別支援教育の充実について伺
います。

この中教審の答申では、特別支援教育の対象と
なる児童生徒への支援について、小中一貫教育の
効果が高いと期待をしております。そして、具体
的な取組について次のように提言をしております。

小中一貫教育においては、その特性を生かし、
児童生徒の成長記録や指導方法、指導内容等に関
する情報を、個別の教育支援計画や指導計画等に
より一元化して記録し、内部で共有、活用するな
ど、一貫した支援を行うことができる体制を構築
していくことが期待される。また、特別支援学級
や通級による指導においては、もとより障害の状
態等に応じた特別的教育課程が編成できることと
されており、この度の小中一貫教育の制度化に伴
い、国としても、九年間の系統性や連続性を確保
したカリキュラムの編成、実施に向けた研究を促
進していくことが期待される、このように提言が
ございます。

この期待と提言にどのように取り組んでいくの
か、文科省の答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) お答えいたしま
す。

特別支援教育は、障害により特別な支援を必要
とするお子さん方、幼児、児童生徒が在籍する全
ての学校において実施されるものでありまして、
小中一貫教育を行う学校、義務教育学校において
もその推進が必要であります。

進学等の移行期にも途切れることのない支援を
行うためには、障害の状態や必要な支援に関する

情報を円滑に引き継ぐことができる一貫した支援
体制の構築が重要でございます。小中一貫教育の
導入によりまして学校マネジメントの一貫性が確
保されるということは、この支援体制の構築に資
するものと考えております。

また、障害の状況等に応じた系統性、連続性を
確保したカリキュラム編成を実施することが重要
でございますけれども、障害のある児童生徒一人
一人についての指導の目標や内容、配慮事項を示
した個別の指導計画の作成などによりまして教職
員の共通理解の下に指導を行うというように、こ
れは現在でも通知等によって周知しているところ
でございますが、この点に関しましては義務教育
学校には資するところが得られるかと思えます。

さらに、文部科学省といたしましては、これま
でも特別支援教育に関する実践研究充実事業を実
施いたしまして、教育課程の編成や適切な指導、
必要な支援について実践研究を行っております。
この成果につきましては、小中一貫教育を導入す
る学校あるいは小中学校あるいは義務教育学校、
こうしたところへその活用を図っていただけるよ
うに周知、普及をしてまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 是非そのお取組を推進をしていた
だけようお願いします。

次に、幼小連携の強化についてお尋ねします。
中教審の答申は幼小連携の取組の改善を求めて
います。引用いたしますと、小中一貫教育のため
の条件整備の一環と位置付け、幼小連携の高度化
を進めていくことも有効である。学校からのピア
リングにおいても、いわゆる小一プロブレムの解
消や発達障害にある幼児児童の早期発見、早期支
援の取組を強化することによって、小中一貫教育
の基盤を盤石なものとした事例が報告された。実
態調査の結果においては、幼小の接続を見通した
教育課程の編成、実施に至っていない例が全体の
九割近くを占めており、この度の制度化に伴い取
組の改善が期待される、このように報告をされて
います。

この指摘にどう対応していくのか、文科省の答弁をお願いします。

○政府参考人(小松親次郎君) 幼稚園教育それから小学校教育、互いの教育を見通して連続性、一貫性のある教育を行うということは非常に重要なことでございまして、小中一貫教育の基盤を確かなものにするということも資するものと考えております。

これまで文部科学省では、幼稚園教育要領や小学校学習指導要領を改訂して幼小接続の規定を充実したり、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する報告書を取りまとめたりするとともに、幼小合同研修、これは幼児小ということになりますけれども、の合同研修等を通じた幼小の円滑な接続の在り方に関する調査研究を行うなどいたしまして、その推進を図っているところでございます。そして、各自治体におきましては、幼児教育と小学校教育の接続カリキュラムを作成する取組が行われております。

これらの状況の中で、現在、中教審において、幼児教育と小学校教育との円滑な接続等の観点も含めて、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方に関する検討が行われております。この御審議等を踏まえまして、幼小接続を見通した教育課程の編成、実施を始めいたしました幼児教育と小学校教育の連携の充実を図ってまいりたいというふうと考えております。

○新妻秀規君 是非とも前向きな取組をお願いいたします。

最後に、高等学校専攻科からの編入学について伺います。

さきの中教審の答申には、高等学校専攻科修了後、以降の進路変更の柔軟化について提言がございします。高等教育相当の教育が行われている高等学校専攻科については、質保証の仕組みを確保した上で、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、その修了者については、大学への編入学を可能とすることにより、高等学校専攻科修了後の

進路変更の柔軟化に対応できるようにする必要があります、このようにございます。

ここで、質保証の仕組みの確保が大学における単位認定、編入学の条件になっていると読み取ることができます。衆議院の文科委員会の本法案に対する附帯決議にも、学びの質の担保が挙げられております。

○委員長(水落敏栄君) そろそろまとめてください。

○新妻秀規君 はい。

質保証の仕組みの担保、学びの質の担保について具体的にどのような取組を考えているのか、大臣の御所見をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のとおり、高校専攻科と大学の学修の質を高めていくことは重要であります。

文科省としては、修了生が大学に編入学することができるとする高校専攻科におきまして、修業年限二年以上の基準を設けるとともに、高等教育関係者等も加わった学校関係者による評価の実施と公表を義務付けることを予定しております。

また、大学に対しても、学生の実態に応じた教育プログラムをきめ細かく提供するなど、編入学者が大学教育に円滑に移行し、主体的な学びを実施できるよう配慮を促してまいりたいと思っております。

○新妻秀規君 終わります。

○柴田巧君 維新の党の柴田巧です。よろしくお願いたします。

今審議をされておりますが、この法案、一人一人の能力に応じた教育を受けられる環境をこれまでに以上充実をさせていくとか、あるいは学ぶ人が目的意識に応じて自らの学びを柔軟に発展させていくことにしていくためにも、学校教育制度の多様化、弾力化を推進をするということには基本的に理解をしておりますが、先ほどからの質疑もありますように、じゃ、具体的にどのような運用を展開されていくのか、まだまだ疑問点、不明な点も多いと思っております、それ

を解消すべくというか、少なくともしていくためにいろいろお聞きをしたいと思っております。

最初に、今も新妻先生から質問がございましたが、高校の専攻科の大学への編入の問題からお聞きをしたいと思います。

この高校の専攻科というのは、今、平成二十六年の五月現在でいうと、全国に百三十三校、九千二百五十人の生徒が学んでいるということですが、この高校三年間の学習だけでは国家資格が受けれられない、例えば看護師とか、三級海技士というんでしょかね、この受験資格を得るケースがほとんどで、全国の高校のうち、看護学科の八割、水産学科の六割はこの専攻科を持っていると言われている。

しかし、高校卒業後に二年間の専門教育を行うという制度ですけれども、これは短大もあれば専門学校もあるし、中学校から五年間学ぶ高専もあるわけですが、これとある意味似たような制度といえれば制度なんです、今申し上げた短大や専門学校や高専は大学への編入がこれまで認められていたんですけれども、この高校の専攻科についてはこれまで大学への編入学が認められないという、言わば学校の教育制度における袋小路みたいな位置付けに、状態にあったと言っても過言ではないと思っております。

したがって、高校三年間出て、その後四年大学出て、まあ七年間、通常の高校生の場合は学ぶ、七年間で済むのに対して、より高度な学修をしたはずの専攻科の修了者は、逆に、高校三年、専攻科二年、大学四年と、計九年も掛かるということになってしまっているわけで、そういう意味では志と能力ある生徒にとっては非常に時間的な、経済的な負担となっていたのが現状であります。

したがって、この法案が成立すればそういう袋小路的な状態が解消されるということは結構なことだと思っておりますが、しかし、一方において大学で言わば単位として認定できるような教育水準というか、高度な教育水準が担保されなければ、今、質の保証のお話がありましたが、中教審

でも指摘されていますように、そういった質の確保がやっぱり必要なんだと思っております。

したがって、このカリキュラムの面あるいは教員の確保の面等々、あるいは、今大臣もおっしゃいましたが、この評価システムの問題などで質の保証、確保をどうしていくか、具体的なことをお聞きをしたいと思っております。

まず最初に、今申し上げたように、大学への編入学を専攻科修了生に認めるということは、この高校専攻科での学修の成果を大学が認めるということになるわけなんですけれども、現行では、各高校の専攻科というのは自由に学校ごとに設置者において編成することが、カリキュラム、できるわけですが、やはりこの質の保証が求められるようになるとすれば、一定の基準がこの専攻科の教育課程についても必要になってくるんじゃないか、そういう取扱いの変化が生じるんじゃないかと思っておりますが、この点、どのように考えているのか、お聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(小松親次郎君) 御指摘のように、高等学校の専攻科のうち修了生が大学に編入学することができるとするものに限りましては、高等教育相当の教育水準を確保するという観点から、二年以上の修業年限などの基準を設けることを予定しております。今ほど例示をされましたように、例えば専門学校で編入ができるというのと同等程度、同等の水準を確保できるような、そういう仕組みとしたいと考えております。

○柴田巧君 したがって、これまでとは違った対応が余儀なくされるんだろうと思っておりますが、しっかりとそのカリキュラム、教育課程で、今お答えがあったように、教育水準が確保できるようにしっかりと取組をしていただきたいと思います。また、教員の面においても、大学の教員というのは、言うまでもありませんが、先端の研究もやっているわけですが、それを踏まえ、専攻科についても、そういった背景を持つ人の、教員の確保というのがこれからは必要になると思ってい

ますが、これについてもやっぱりしっかり基準を求められるんじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) 御指摘のとおり、高等学校の専攻科の修了生に対して大学編入学を認めるに当たりましては、当該専攻科において高等教育相当の教育が提供されている必要があると考えられます。そういったしますと、それにふさわしい教育体制、指導体制がなければならぬというところで、本法案が成立いたしました場合には、その後で、修了生が大学に編入学することができると、高等専攻科につきましては、教員資格も含めて基準を設けていくことを予定しております。その際、先ほど申し上げましたように、既に編入学が設けられている専修学校専門課程と同等のものは確保しなければいけないと思っております。

文部科学省としては、そうした基準を設けること等を通じて、当該高等学校専攻科の教員の水準を確保していくようにしたいと思っております。

○柴田巧君 よろしくお願いをしたいと思えます。

それから、やはり一定の質を保证していくとすることには、それを評価するやっぱり仕組みが不可欠なんだろうと思っております。

現状は、高校はそれぞれの教育活動等について自己評価を行って、その結果を公表するということが義務付けられていると承知しておりますが、その結果を踏まえて、保護者等の学校関係者に評価と公表について、公表すると、このことについては努力義務とされているわけですが、中教審の答申においても、この専攻科については、そういう編入学を認めるのであるならば、本科と分けて外部評価の実施と結果の公表を義務付けるべきではないかと、そして、その大学編入学に認められる水準を有しているかどうかの判断をするという観点からも、この評価者に相当数の大学関係者や高等教育の評価に携わる者などを入れるこ

とにするべきだという答申を出していますが、このように本科と分けた形の外部評価の実施、公表の必要性というのはやはりあるんだと思っております。そうであるならば、その評価の項目や指標、あるいは公表の在り方なども含めて国が何らかの指針というガイドラインをやつぱり示すべきなんではないかと思いますが、そういう考えが、おありかどうか、お聞きをしたいと思います。

○政府参考人(小松親次郎君) 御指摘のとおり、修了生が大学に編入学できる高等学校専攻科の教育の質を確保していくことはまず重要であると認識いたしております。

そこで、先ほど委員から御紹介もございました中教審の答申なども踏まえまして、文部科学省といたしましては、法案が成立した場合には、こうした高等学校専攻科に対して、本科とは別に高等教育関係者等の外部有識者も参画した学校関係者評価の実施と、それから、その評価結果の公表を義務付けるということを予定しております。

その評価の実施や結果の公表等に関する具体的な方法等でございますけれども、これもこの法案が成立いたしましたならば通知等を通じて示すというのを予定しております。これらを通じて高等学校専攻科の教育の質の向上に努めてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 しつかりその質の保証がされる、また、外から見てもなるほどと思われるようなやつぱり評価システムをつくっていくことが大事だと思っておりますので、具体的な取組をお願いをしておきたいと思えます。

さて、この法案が成立をすれば、先ほど申し上げたように高校の専攻科というのは看護科あるいは水産科が大半を占めているわけですが、工業科あるいは農業、情報といったようなところにも専攻科が広がっていくとか、拡大していくことがあり得るんじゃないかなと予想するところなんです。現に愛知県では、これは特区でやっているんだっかなと思いますが、新設予定の工業高校で専攻科を含めた五年間の一貫教育を実施する

プランもあるやに聞いておりますが、本法案が成立すれば高校の専攻科がいわゆる職業教育機関として社会的に広く認知をされるということになるんだろと思っておりますし、職業教育の充実や高度化を牽引していくような、そういう役割を期待されると思っております。

そういう意味では、先ほどからカリキュラムの問題やら、あるいは教員の確保の問題とか評価システムの問題等々申し上げましたが、やはり国としてこういう取組を、職業教育の充実、高度化に頑張っている、こういう高校の専攻科などをやつぱり国としてもしつかり支援をしていくという対応が求められると思いますが、どのように検討していraftしやるのか、これは大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 高等学校専攻科は、主として職業に関する学科が置かれておりまして、その修了生が大学に編入学できる制度の創設は、御指摘のように高校の職業教育の充実また高度化に資するものというふうに認識をいたします。

文科省では、平成二十六年から専攻科を含めた五年一貫のカリキュラムの研究など、高校の職業教育の充実、高度化に資することを目的としてスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール事業をモデル事業として実施しております。引き続き高校の職業教育の支援及び事業成果の普及に努めてまいりたいと思えます。

○柴田巧君 かつて日本の高度成長を支えたのはやはり工業高校や実業科を出た方々だったと思えますが、そういう分厚い物づくり人材とか、産業を支える担い手を育てていくという意味でもこの高校の専攻科の充実を図っていくことは非常に重要なことだと思いますので、この法案成立した後に具体的ないろんな支援策をしつかり展開をしていただきたいと思えます。

それで、同じく中教審では、高校の専攻科の大学の編入と並んで職業能力開発大学校、同じく短期大学校からの大学への編入学についても検討をされていたと承知をしております。その前の教育

再生実行会議の第五次提言で、大学への編入に道を開くようにということも書いてあったかと思いますが、実際、これは両者併せて職業能力開発施設と言つたりしますが、ここにおける学修を大学における単位認定の対象とするのは、去年の九月に文科省の告示が改正されて可能となったというところでありますし、また逆に、大学生にとつてもそういう職業開発施設での授業に参加した場合に大学の単位として取得することが可能になったと。そういう意味ではより多様な選択肢が開かれたのは間違いありませんが、やはり多様な、先ほど申し上げたように学校教育制度が弾力的で多様化に対応できるように質が保証されなければならぬという大前提はありますが、いろんな大学への入り道があつてしかるべきなんだろうと思えます。

○政府参考人(吉田大輔君) 昨年、平成二十六年七月の教育再生実行会議第五次提言におきまして、職業能力開発大学校及び同短期大学につきましては、それぞれの学修を大学の単位認定の対象とすることや、これらの職業能力開発施設から大学への編入学について検討するということについて提言をいただきました。

このことを踏まえまして、先ほど御紹介いただきましたように、文部科学省におきましては、平成二十六年九月に文部科学省告示を改正をいたしまして、職業能力開発大学校等における学修について大学における単位認定の対象としたところでございます。さらに、職業能力開発大学校等から大学への編入学を可能とすることにつきまして、中央教育審議会の平成二十六年十二月の答申では、職業能力開発大学校等における学修の相当部分が大学における単位としてみなすことができ

るものであるということが必要であるとされているところでございます。

このため、文部科学省としては、各大学における職業能力開発大学校等の学修の単位認定の状況を調査いたしまして、その状況を踏まえながら大学への編入学について検討してまいりたいと考えております。

○柴田巧君 是非、去年の九月にそう改正もされて、いろいろな状況を見ながらということですが、支障がなければ、また質が保証されれば、やっぱりそういう道を開いていくということも大事なことだと思っておりますので、引き続きまた検討のほどをお願いしておきたいと思っております。

では次に、残りの時間、義務教育学校についてお聞きをしたいと思います。先ほどの質問と重なる部分もあるかもしれませんが、お許しをいただいて、お聞きをしていきたいと思います。

この義務教育学校、九年間をひとまとまりとして捉えた教育課程の編成を行うために小中一貫教育を実施するというところで、そこに意義を見出すものではあります。確かに中一ギャップの解消でありますとか、教員が小中にまたがって授業を工夫することや円滑に授業指導することが可能になるのはそうだろうと思えます。また、幅広い異年齢集団の中で社会性を豊かにしたり責任感や思いやりを育むということも指摘をされているところですが、一方で、先ほどからあるように、いろんな懸念もあるのも実際のところだと思えます。

特に、一つお聞きをしたいのは、転出入児童生徒への配慮をどうするか。つまり、義務教育学校から一般の小中学校へ、通常の小中学校へ移る、あるいはその逆のパターンなどによって授業の面で不都合などが起きないように、そのことによって逆に不登校になったり、いじめに遭ったりということにならないようにやっぱり配慮をしていく必要があるんではないかと思っております。今申し上げたこの児童生徒の転出入への配慮、学習内容の欠落などが生じないように、転校先で学校に円滑

に環境に対応できるように配慮する必要があると思っております。この点はどのように具体的なものが考えられているのか、お聞きをしたいと思っております。

○政府参考人(小松親次郎君) 義務教育学校におきましては、小中一貫教育の円滑な実施に資する一定の範囲内で設置者の判断による教育課程の特例を認める予定としているわけでございます。その場合にも、学習指導要領に示された内容項目を網羅すること、それから各教科等の系統性、体系的に配慮すること、児童生徒の負担過重にならないようにすることなどを前提としているところでございます。これを守っていただいた上で、設置者の判断による教育課程の特例等を認めることとなります。

これを踏まえまして、この特例を活用して特色ある教育を行う学校におきましては、転出入する児童生徒に対して学習内容の欠落が生じないようにしていただくことはもとより必要でございますけれども、転校先の学校に円滑に適應できるようにきめ細かく対応していただく必要があると考えています。具体的には、指導要録に当該児童生徒が先取りして学習した事項等について具体的に記載をする、あるいは通常の教育課程との違いを分かりやすく示したものを資料としてあらかじめ備えておく、それから、転出入に際して必要に応じてガイダンスや個別指導を行うことなどが考えられるわけでございます。

法案が成立いたしました場合には、施行通知等において丁寧な周知に努めてまいりたいと考えております。

○柴田巧君 そのような子供たちへの配慮をしつかりやっていただきたいと思っております。

この義務教育学校ができることによって子供たちにもいろんな心配もあるんですが、一方で、先ほどからあるように、先生方もいろんな意味で大変になるのは間違いないと思っております。本来の仕事というのか、授業力であったり生活の指導力であったり、あるいは学級経営力も求められるで

しょうし、防災やいじめや不審者への対応や食物アレルギーや、いわゆる危機管理能力も、先生には対応能力も求められる、保護者や地域社会との対応力も求められると。

そんな中で、この小中一貫教育が始まれば、そこへの対応力、また、いろんなそれに伴う校務マネジメント能力というのが試されるというのか、求められるのは間違いないと思っております。

意外に子供は新しい学校に、比較的環境になじんでいくかもしれませんが、なじまないのは大人の方ということが十分あり得ると思っております。先ほどからも、先生方も戸惑うことも大変なこととも出てくるだろうと思いますが、この小中教育一貫校を成功させていくためには、やはり学校教育を支えるのは教員の皆さんですので、こういう小中一貫教育への対応力や校務マネジメント力の向上に向けて、文科省としてはどのような取組が必要だということに考えていらっしゃるのか、大臣にお聞きをしたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) 近年、学校を取り巻く環境が複雑化、困難化し、教員に求められる役割が拡大する中、教員の多忙化を解消しつつ、小中一貫教育の推進など、新たな教育課程に的確に対応していくことが必要であるというふうに認識しております。

これを踏まえ、小中一貫教育への対応や円滑な学校マネジメントのため、一つに、小中連携や小中一貫教育に関する経験の豊富な教員の義務教育学校への配置を考える、また、独立行政法人教員研修センターや都道府県教育委員会等における新たな教育課題を踏まえた管理職に対するマネジメント研修を考える、また、教職員や多様なスタッフの専門性を生かした業務分担や校務マネジメントなど、チームとしての学校の在り方の改革等について考える等、今後より一層充実させていくことが必要だと考えております。

文科省としては、教員の養成、採用、研修の接続を重視した見直し、再構築の方策や、チームとしての学校の在り方につきまして、現在、中教審

で御検討いただいております。その議論も踏まえ、学校現場の負担軽減に必要な環境整備を図るとともに、小中一貫教育に円滑に対応できる教員体制の整備に努めてまいりたいと思っております。

○柴田巧君 よろしくお聞きをしたいと思います。

もう最後の質問になると思いますが、これは改めて言うまでもありませんが、この義務教育学校の設置あるいは運営に当たって、やはり地域の参画や協力は必要だと、コンセンサスが必要だというふうに思っているわけですが、何といつても子供は地域の中で育っていくということでありまして、学校は地域のコミュニティの核となるべきものですから、しっかりと組織的な、継続的な学校支援体制が地域の中からできること、整うことがやっぱり重要なんだと思っております。

したがって、設置に当たっても、やはり地域の皆さんに対するいろんな丁寧な説明が必要だろうと思っております。運営に当たっても、幅広く地域の理解が求められるような取組が必要だろうと思っております。

特に、地域での義務教育学校の必要性や生かし方などについてコンセンサスを得ていくことが大事だと、そのためには丁寧な説明が必要だろうと思いますが、設置や運営に当たって地域の参画や協力を求めていくことをどのようにやっていかれるか、どういってお考えでやっていかれるか大臣にお聞きして、最後にしたいと思っております。

○国務大臣(下村博文君) これは御指摘のとおりだと思います。義務教育学校の設置、これは学校関係者と保護者や地域住民等々が新たな学校づくりに関するビジョンを共有しながら進めていくことが望ましい、義務教育九年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくりが必要で、義務教育学校の運営に当たって、保護者、地域住民の参画、協力の下で、例えばコミュニティ・スクールの仕組み等、地域ぐるみで子供を育てるという観点から有効な方策であるというふうに思っていますし、その活用も大いに期待されます。

文科省では、施行通知において、この法案が成立した場合には、地域と共にある学校づくりの観点から検討を促すとともに、優れた取組事例の積極的な収集や情報提供に努めてまいりたいと思います。

○柴田巧君 時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

今回の法案は、小学校と中学校を一体とした義務教育学校を法制化するというものですが、将来、今の学制を解消し一学年から九学年の義務教育学校に全てしていくという方向でもないし、それぞれの自治体の判断で義務教育学校を設置することが可能という中身になっています。なぜ義務教育学校を設置するのか、その理由も、私も説明を聞いていて、いまだ定かではないというのが私の感想です。

子供の身体的発達が昔よりも早いといいますが、身体的発達は今個人差が大変大きくて、また、精神的発達や社会性という面で見れば果たして発達が早期化していると言えるのだろうかとか、これも疑問に感じるわけです。文科省が説明する中一ギャップについても、衆議院の審議で、国立教育政策研究所でさえ事実より印象に基づく概念だと疑問を呈しているということが示されました。

そこで、印象ではなく事実に基づいて質問していきたいと思えます。既に施設一体型の小中一貫校は各地で設置されています。その開校に至る経緯というのを事実に基づいて見てみたいんです。

二〇一三年十月、朝日新聞が、同じ敷地に小中学校があり九年間のカリキュラムを実施している小中一貫校全て、当時で百校です、そこにアンケート調査を行っています。開校に至る経緯として統廃合計画の中で計画されたという回答が五十二校で、理由としては一番多いわけです。小中一貫校は統廃合の新たな動機付け、新たな手法となってきた、これが現実ではないかと思えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘の朝日新聞の調査におきまして、回答のあった百校のうち五十二校が統廃合計画を開校の経緯として挙げていていることではありますが、この調査は、小中一貫に取り組む学校のうち小学校、中学校が同一敷地にある学校のみを対象としたものであることから、学校統廃合との関係が高い結果が出た可能性があるのではないかと思います。

事実に基づいた検証という意味では、昨年、文部科学省において過去三年間の小学校、中学校の統廃合事例を調査したところ、七百八十二件の統廃合実施件数のうち小中一貫校の整備を伴うものは三十四件、全体の四%にしかすぎなかったところでありまして、小中一貫教育が学校統廃合の動機付けとの手法となってきたということは、事実に基づけば言えないことだと思います。

○田村智子君 これは、小中一貫校って、これから義務教育学校としてつくっていくということですからね。事実、一体化するところは、統廃合に伴って一体化、これは事実として出てきているというふうに思っています。

この調査を担当した記者の論説を読みますと、一貫校は小学校同士の横だけでなく中学校との縦の統合もできるツールだと率直に認める自治体担当者もいたと、こう書かれているわけです。そうすると、今回法制化されればこういう流れが更に強まって、統廃合が小中一貫校の設置を理由に進められるという危険性が高いのではないかと私は危惧しています。

具体的な事例を挙げます。杉並区、今年の四月に初めての施設一体型一貫校を開校しました。今後、二〇一九年四月、小学校二校と中学校一校を統合し、一貫校を開校するという計画を示しています。

これには経緯があります。杉並区は二〇〇四年に、小中学校五十五校の改築費用、大規模改修が必要になる、その費用を抑えることが必要だと。そこで、小中五校ずつ減らすという計画を立てました。しかし、地域の大きな反対運動に遭って、こ

の計画は事実上頓挫をしたんです。そこで、今度、施設一体型の学校建設で三校を一校にと、しかもこの方が改築をするよりも経費を抑えることができるんだと、こういう計画を示してきたわけです。ほかの自治体でも、統廃合と言えは後ろ向きだが、一貫校設置と言えは前向きに受け止められるという議論をしているところもあるわけなんです。

今後、大規模改修、非常に増えていきます。そうすると、これを縮小することを目的に、あるいは学校統廃合への反対の声を抑えるために小中一貫校を設置する、こういう議論が現にある。この現実はどういうように受け止められますか。

○国務大臣(下村博文君) 今後、残念ながら少子化になってくる中で、それに伴って学校の小規模化の進展も予想されるわけでありまして。十分な学校規模を確保し、子供たちにとって望ましい教育環境を整備していくことは重要な課題であると思っています。

このため、少子化に対応した魅力ある学校づくりを進める上で、児童生徒の集団規模の確保や活発な異学年交流等を意図して小学校、中学校を統合して小中一貫校を設置することは一つの方策であると考えられますが、これはあくまで設置者が地域住民や保護者とビジョンを共有しつつ主体的に判断すべき事情であると考えます。

○田村智子君 そうすると、一点確認をしたいんですが、やっぱりこの法案を出したことによって統廃合は一層進むだろうということになるんでしょうか。今までの答弁聞いているとそれは否定しないというふうに聞こえるんですが、その点いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) この法案は、統廃合と関係している法案では全くございません。これはあくまでも、子供の学ぶ中で小中一貫の方がより子供たちにとって成果、効果が上がる、そういう教育上の観点から考えている法案でありまして、統廃合のスタンスといえますか考え方はこの法案

の中には全く入っておりません。

○田村智子君 しかし、今回の法案と一体で、国の施策を見てみると、まさに学校統廃合と一体の小中一貫校設置ということが後押しされていくんじゃないかというふうに思います。

総務省、昨年四月、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、速やかに公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう、総務大臣名で地方公共団体に要請をしています。これは、公共施設が更新時期に入る、人口減少も踏まえて公共施設を整理統合せよと求めるものです。自治体は、今厳しい財政状況もありますから、どうやって経費を抑えるかという議論、これは独自にも行っているけれども、国からも言わば背中を押される、尻をたたかれるという、こういう状況にあるわけです。そして、学校についても、統廃合と一体の小中一貫校の計画というのが次々に浮上しているというのが実態です。

文科省も今年一月、学校規模適正化の手引を示しましたが、その中で小中一貫校を有力な選択肢として統廃合を進めていくということも挙げているのではないのでしょうか。これでは国も、まさに統廃合と一体で義務教育学校を設置をしないさいと、こう促していくことになるんじゃないかと思えますが、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 少子化や人口減少に対応して、学校を含めた公共施設を地域の実情に沿った最適なものとしていくことは重要なことではありますが、小中一貫教育の導入というのは、先ほど申し上げましたように、子供たちにとってより良い教育環境を整備するという教育的見地を中心に据え、地域住民や保護者とビジョンを共有しつつ検討すべきものであるというふうに考えます。

学校規模適正化に関する手引におきましては、小規模のメリットを生かし、デメリットを解消しながら学校を存続させる場合の工夫例も様々盛り込んでおります。

文科省としては、施行通知や各種会議等を始め

様々な機会を捉えて、小中一貫教育の趣旨や、そして少子化に対応した活力ある学校づくりの選択について丁寧な周知して、最終的にはその設置主体、自治体が考えることでありますが、地域住民と保護者とがビジョンを共有して学校については検討する必要があるというのは、これは文部科学省のスタンスであります。

○田村智子君 私、例えば過疎地域などで、自治体が保護者や住民の皆さんともよく協議した上で小中学校を一貫校に統合すると、これは否定するものではありません。しかし、住民の反対運動が巻き起こる中で強引に小中一貫ありきと、これで統廃合が進められる、こういう事例も決して少なくないからいろんな危惧を今並べ立てたわけです。

具体的に挙げます。京都市、特区制度を活用して小中一貫校を設置してきた先進自治体です。この右京区では、昨年、京北地域の公立小中学校全て、これは小学校三校、中学校一校、これを一校の小中一貫校に統合するという計画を現在進めています。

五月二十六日付けの京都新聞読みますと、各校の保護者に一貫校の提案があったのは昨年四月。うち小学校二校は八か月後に統合を認める決議が出されたが、ほかのところでは結論まで数年掛かるのではないのか、拙速だという不満の声が保護者の中からも出されていると報道されています。

さらに、決議を上げていない中学校では、PTA役員が全保護者の思いを決議に反映させたいとして、総会に参加できない保護者が書面で採決に参加できる仕組みにしようとした。そのためPTAの臨時総会を開こうとしました。しかし、学校はそのための施設使用を認めなかった。学校外で開催することも承認しないということわざわざ内容証明で通告をした。やはり決議を上げていない小学校PTAが計画案の賛否を全保護者に聞きました。その数字の公表を学校長が認めないと、こういう強引な計画をどのように思われるのか。

また、あわせて、文科省が示した学校規模の適正化のガイドラインでは、統廃合を行う場合、先ほどお話あったとおり、十分な理解と協力を得てということが言われているわけですが、これは当然、小中一貫校あるいは今後の義務教育学校の設置についても同様だと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（下村博文君） 京都の事例は、今お聞きただけではにわかにそれが適切な対応であったのかわからないこととはちょっとコメントできません。調べてみたいと思います。

ただ、御指摘のように、まずは、学校というのは地域の実情に合った最適なものとして位置付ける必要があると、そういう意味で、この小中一貫教育の導入というのは学校統廃合が前提ということではなくて、子供たちにとってより良い教育環境を整備するという、そういう教育的な視点がこれは重要でありますから、当然、地域住民、それから保護者、そういう方々と共有した考え方の下で義務教育学校については自治体が判断をしていただきたいと思います。

○田村智子君 是非調べていただきたいんですけど、京都の事例、これ、入学予定の地域住民も含めて丁寧な説明や協議をしてほしいというその声が出たんですね。しかし、説明会も在校生の保護者のみとか、地域の人は説明会やらないとか、こういう対応しているところもあったわけなんです。

また、京都市では、自治会の一部の役員やPTAの役員の賛同を取り付けたことをもって地域や保護者の理解を得ていると、こういうやり方を進めていることがほかの地域でも見られるわけなんです。中には、PTAが決議上げたというけれども、その賛成決議に参加したのは一桁の保護者だったと、こういう事例もあるわけなんです。

大臣、もう一点だけ確認したいんですけど、このようない部役員の理解イコール当事者や地域の理解とは言えないというふうに思いますが、その点だけちょっと意見を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 文部科学省で学校統合におきまして手引を作っているわけでありまして、手引の中で、学校が地域コミュニティの核として大きな役割を果たしていることに鑑み、学校規模の適正化等の具体的な検討に当たり、保護者や地域住民の十分な理解と協力を得ることなど、地域と共にある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが重要である旨明示しているところでありまして、こういう視点に立って、小中一貫教育の導入に当たっても考えていただきたいと思います。

○田村智子君 今回、法案が成立すると、そうすると、十分な理解を得るためにということで義務教育学校のメリット、小中一貫校のメリットということがたくさん文科省の方からも出されてくるんだらうというふうに思うわけです。しかし、私は、今示されているデータについても幾つかの点で懐疑的です。

例えば品川区の中学生の不登校のデータ、これは資料でお配りしました。過去十年間で見ると、不登校の生徒数というのはほぼ横ばいなんです。しかも、この数年、なぜか病休が増えています。このために長期欠席者は減っていないんです。むしろ、過去十年間で見ても最高の割合になってしまっているわけです。これ、全国平均の二倍以上。

また、入間市。ここでは小学校の不登校児童数、二〇一四年度はゼロ、中学校でも不登校は減少だと、これ中教審の、小中一貫の検討している中教審の資料で示されているんですが、入間市は小中一貫校を全市的に推進してきたわけでもありません。現場の教員からは、二〇〇七年度から不登校対策の研究事業の委託を受けてきた、それが数字に表れているのではないかとこの声を聞きます。

不登校がいた小学校に対して、教育委員会が校長に何とかならないかと働きかけて、放課後に保健室に連れていくとか、あるいは病休扱いにするなどの対応があったということも聞いています。不登校を必ず前年度より減らすという目標を

掲げることもどうかというふうに思うんですが、ただ、いずれにしても入間市は不登校対策ということに積極的に取り組んできた、これが事実だというふうに思うんです。

小中一貫校の設置が不登校の減少の要因と言えるのか、これは大変疑問に思うんですが、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 入間市の事例と、それから品川区の事例についての御指摘であります。が、今までの文部科学省でこの小中一貫校を行った千を超える事例の中で、これは一般論で言えば不登校等に対してプラスの効果、つまり減っているという効果があるというアンケート結果が出てくるわけがあります。個々具体的にはいろんな要因等があると思いますが、一般的に言って、成果、効果が上がっているというデータが出ているということはアンケートの結果等で明らかでございます。

○田村智子君 私、入間市の場合、加えて指摘しますと、不登校の児童生徒が通う適応指導教室、二〇一四年度三月末時点で小学生二人が通っていて、学校復帰、部分復帰はいないんです。だけど、小学校の不登校はゼロという資料が中教審に出されているわけですよ。何でそんな資料が出されたのかと、私、大変疑問に思います。それは余りにも子供を置き去りにして、小中一貫校の成果を言わば何か宣伝するためにそういう資料をわざわざ作ったのかと思わざるを得ないわけですね。

学力向上の成果についても、例えば品川区、これは成果が上がっていると言われています。最初に設置された小中一貫校、日野学園。夏休みには八年生、中二ですね、対象に三泊四日の勉強合宿をやっています。原則全員参加、朝八時から夜八時までひたすら勉強と。この取組がほかの一貫校にも広がっていきと。また、英語の学習塾というのを放課後行って、五校を拠点校として周辺の子供たちも通えるようにしている。小学生の漢字のテスト、全ての小学校においては毎日行われて

います。

こうした実態を見ると、それは小中一貫教育ではなくて、学力テスト対策が学力調査の点数を上げたという点ではないのかなというふうに思うんですが、この点、大臣、いかがですか。

○副大臣(丹羽秀樹君) お答えいたします。

御指摘の品川区の事業でございますが、小中一貫教育に総合的に取り組む一環といたしまして、学力向上についても力を入れているものというふうに承知いたしております。

文部科学省といたしまして、小中一貫教育は、学習指導や生徒指導の別を問わず様々な効果のある指導を相互に連携させながら、九年間継続して総合的に展開していく取組であるというふうに考えており、そのうち、どの取組が学力向上に寄与しているか特定するということは、とてもまた困難であるというふうに考えております。様々な総合的な取組の中で、現在多くの小中一貫教育学校から報告されているような学力向上といった成果も生まれるというふうに考えております。

○田村智子君 どの取組が効果を出したのかはよく分からないという御答弁でした。大体、不登校、学力など、小中一貫校とそれ以外の学校を同じ条件で比較したデータというのはそもそもないわけで、これでは私たちが検証しようがないというのが現実だと思えます。

一方で、小中一貫校の問題点、私、都内の小中一貫校を幾つか視察しましたが、これ様々な困難が生じていることは明らかだなど。特に都市部は、大規模化することによって学校運営上の問題生じていると言わざるを得ません。

その一つは、校庭が余りに狭いという問題です。都内では、小学校、中学校でも運動場に十分な面積が取れないということは間々あります。そういう運動場を小一から中三までが使用する。これは問題大きいです。

品川区のある一貫校、一学年から九学年、約千人で運動会を行います。ここの運動場、そもそも小学校、中学校、いずれの学校設置基準にも満た

ない面積です。私も運動会当日見学しましたが、校庭には保護者が座る場所がありません。児童生徒の移動を保障するためにトラックに近づくこともできない、金網越しに子供の姿を見ることが出来ません。だから、自分の子供がいつ走ったか分からないという保護者もいました。しかも、学年が多いので児童生徒の出番が少ない、保護者も出たり入ったりするわけです。出番が相当なくなっちゃうから。私がこれまで見てきた運動会とは全く異質のものでした。もちろん、学校側は相当な苦勞をしてこれ運営していると思うんですね。運動会だけではありません。中学生の部活動を優先すれば、小学生の校庭利用は制限されます。昼休みなど校庭で遊ぶとき、小学校一、二年生などの安全確保も求められるわけです。

これは、義務教育学校の運動場についてのようないガイドラインを果たして示すのかなと、安全確保するために、これは是非聞きしたいのと、既にそんなガイドラインもないままにつくられちゃったんですよ。こんな事態なんですよ。だから、今ある一貫校で大規模化しているところ、運動場などの施設に対する対策が必要だと思えますが、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) まず、御指摘の品川の日野学園は、私も、小中一貫的な視点ではなくて、土曜授業を熱心に行っているということで視察に行ったことがあります。そういう視点で見なかつたので、ちよつと運動場とかそういうのを十分お聞きしませんでした。小学生、中学生が一体となつて、もちろん土曜授業ですから本人の希望ではありますけれども、非常に活気があつた、いい雰囲気のある学校だなどという、そういう印象を持ちましたが、運動場における品川の問題というものは、そういう事例があるということでの御質問だと思えます。

現在、運用上の取組として行われる小中一貫教育学校は、御指摘のように、本来小学校部分については小学校設置基準が、それから中学校部分においては中学校設置基準が適用されているわけ

ですから、運動場については両設置基準において面積の基準が示されて、そのとおり使用できるようにしなければならぬと思えます。しかし、ただし書におきまして、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りではないというのがあります。小中学校で運動場を共有することも認めていると。実際に、運動場が小中一貫教育導入以前と比べて相対的に狭くなるケースもあり得ると思えます。

義務教育学校は、小学校、中学校と同様の目的を実現するため、小学校及び中学校の学習指導要領を準用して教育活動を行う学校であることという観点からも、義務教育学校のみに対応した設置基準を別途制定することは考えておりませんが、文科省としては、運動場等の施設の共用によりまして教育上の支障が生じるということがないように、小中一貫教育の実施に伴う施設の整備、活用上の留意点、それから好事例等を各地方自治体に示すなどの取組を積極的に行つてまいりたいと思えます。

○田村智子君 これは確認ですが、義務教育学校の施設基準はガイドライン的に示さないということとなんです。示さないんですか。

○政府参考人(小松親次郎君) ただいま大臣から御答弁を申し上げましたように、義務教育学校ににつきましては、学校そのものが小学校及び中学校の学習指導要領を準用して教育活動を行う学校でございます。この設置基準はこれらがきちつと実施できるように設定されているものでございまして、別途の設置基準を制定するということは考えておりません。

一方で、今御指摘の運動場等の施設の共用により教育上の支障が生じるのではないようにする観点から、小中一貫教育の実施に伴う施設の整備の活用上の留意点や好事例等を各地方自治体に示すといったような形で、その在り方が分かるようにしていくということは行つていきたいというふうに考えております。

○委員長(水落敏栄君) 田村さん、まとめてください。

○田村智子君 これ、重大ですよ。これ、駄目だと思えますよ、私。そんな、小学校と中学生と一緒に運動場使う。じゃ、二つあるならいいですよ、中学校基準で一つ、小学校基準で一つ。プールだつて小学生と中学生で深さ違うわけですよ。これどうするのかということをや曖昧にしたら、重大な問題です。

ちよつと今日はもう時間が来たので、この点も二日目の日に併せてたどしたいと思えます。終わります。

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文です。大臣、お疲れさまでございます。私はいつもラストバッターですので、私で終わりますから、最後、ひとつよろしく願いをいたします。

この学校教育法の一部改正案に入る前に、ちよつと私、大変興味深いニュースを二、三日前見たので、ちよつと大臣の考え方を、細かくは通告しておりませんが、御披露いただきたいというふうに思っています。

その新聞記事は、中学三年においても英語の全国テストを導入していきたいということで、文科省が出した生徒の英語力向上推進プランの中で、こういう全国テストを中学三年時でもやっていくという方向が打ち出されました。高校の方はこれ英語力調査というのがもう始まっているわけですね。

この記事を読みますと、高校の方の英語力調査をやってみると、大変驚くことに、今の高校生、英語力がかなり低い、中学生ぐらいの英語力しかない高校生がたくさんいるということが分かつて、このままではまずいということで、中学校における英語の習得がどういう状況なのかしっかりと把握してその対策を講じていきたいということで、中学校の方でも全国規模で英語力調査、それも四つの技能ですよ。読むとか書くだけじゃなくて、特に聞く、話す、これ四つの技能でしっかりと全国調査をしていきたいと。

私は悪い方向ではないと思うんですね。まず、大臣もいろんなところで、やっぱり日本人の英語力が大変低いのは心配だ。もちろん、英語の単語をたくさん知っていて、英語をべらべら話せるのが日本の国際化にとっていいとは思わないけれども、もちろん日本の歴史、伝統、文化を習得して、日本人としてのアイデンティティーを持った上で、それを国際発信をしていくためのコミュニケーション能力、英語力じゃなきゃいけないというのとは分るんですよ。分かるんですけども、果たして私はこういう全国調査を導入しただけで、そこから様々な改善点を考えなきゃいけないと思うんですが、これが日本人の英語力につながっていくのかな。つなげるとしたら、ほかに考えなきゃいけないところがあるのかなというのが私の問題意識なんです。

そこで、まず、大臣は日本の英語教育の在り方についてどんな問題があると考えているのか。それを改善するために、高校でもやっている、今度中学でも英語の全国テストをやっていくという方向性、この関連についてまずお聞かせいただきたいなど、御意見をお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(下村博文君) 私は、日本の英語教育は非常に問題だと思っています。それは、センター試験に大きな要因もあるのではないかと。つまり受験英語ですね。

本来、語学は読む、聞く、話す、書くの四技能であります。センター試験は実際は四技能については問うておりません。読むというのが二百点、そして聞くというのが五十点、二百五十点満点ですね、英語が。それ以外問わない。ですから、別に学者になるわけじゃありませんが、英語を読むということは結構達成しているかもしれない、中学三年、高校三年、六年間勉強しているにもかかわらずにも会話ができないというのは、海外の人たちから見たら、よっぽど日本人は頭が悪いんじゃないかと思うのではないかと。誤解を生じかねない。

しかし、そもそもそういう四技能の語学勉強をしていないというところが問題であると思えます。ですから、センター試験も含めて、あるいは大学個別入学試験も含めて、やっぱり四技能も同時に問うようなこと、さらに、将来英語文学をやるとかいう特別な学生、学部なり学科なりは更にそういうような読解力とかレベルの高いことをするにしても、一般論の英語でいえば、やっぱり四技能をきちっと一定基準をクリアするようなことをしていくことが必要だと思います。

その点で、中学生と高校生、今御指摘ありましたが、本来目標としている、つまり学習指導要領に基づく達成されるべき英語の目標というのは、中学校卒業段階では英検三級以上なんですけれども、これを達成している中学生は三五%しかない。それから、高校卒業というのは英検準二級以上、二級程度以上、これを達成している高校生も三三%しかないということ。是非、約十年後にはこれを七〇%を目標にしていく必要がある、つまり、勉強しているわけですから、それだけの成果、効果を上げるような四技能の教育をしていく必要があるのではないかと考えております。

具体的に、この四技能を高めるために、平成二十七年より、中学三年生の約六万人を対象とした英語力調査をフィジビリティ調査として実施して、その結果を参考にしつつ、平成三十一年度の実施をめぐり学力調査の設計及び予備調査を実施するとともに、今後専門的な検討を行うなどの十分な準備をすることによって生徒が真剣に英語学習に取り組むことができるような、そういう質の高い調査をしてまいりたいと考えております。

○松沢成文君 私も、大臣の考え方はおおむね賛成なんですけれども、大臣いみじくもおっしゃったように、センター試験には読むとか書くはあるけれどもコミュニケーションの方の話すとか聞くというのは、(発言する者あり) あっ、読むと聞くはあるけれども、話すとかこっちのコミュニケーションの方はないわけですね。

それで、英語の学力の向上を目指して、四技能全体レベルアップするには、私は、全国の調査をやる、その調査の結果が受験にもつながっていくますよという受験とのリンクがないと、これなかなか生徒たちもあるいは父母たちも真剣味が入らないんですね、残念ながら。でも、英語の場合、書くとか読むとか聞くまではペーパーテストというか、その日一日の試験でかなり能力を判断することができんですけど、特に、聞きながら話すというコミュニケーション能力についてはかなりの時間を掛けないとこれ評価できません。ですから、結局、受験科目からそっちはないわけですね。

高校受験するにも大学受験するにも、とにかくどれだけ単語を覚えたら、どれだけ文法を知っているか、どれだけ読解力があるのか。最近では聞くという方は受験の中で取り入れてますけれども、聞いて話すというこのコミュニケーション能力は受験の中になんか入ってません。ですから、やっぱりみんな、父母にしても生徒にしても、いい高校に入りた、いい大学に入りたいから頑張ってる、勉強しているという意識が強いんですね。受験至上主義になっちゃうんじゃないけれども、やっぱりそれはしょうがないですよ、みんないい学校へ行きたいんだから。だから、その選抜試験のときに英語の中のコミュニケーション能力をきちっと入れておいてあげないと、私はなかなかこれを真剣に勉強するという体制ができないと思うんですね。

ですから、全国調査をやるのもいいんですけども、本当に英語のコミュニケーション能力を伸ばさそうと思つたら、受験の中にコミュニケーション英語を組み込むこと、これを考えない限り私は上達はないと思うんですね、そこは大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) これはおっしゃるとおりだと思います。それぞれやるかやらないかは大学、それから高校でいえばそれぞれの都道府県の判断ですが、大学では相当、既に、先ほどの英検含めた民間の試

験で何点以上クリアしていれば、それはあえて受験英語でプラス、問わないということを導入している大学ももう相当あります。ですから、今後センター試験に代わる大学希望者選抜テストといえます。選択テストの中に、今までのようなセンター試験の延長線上での英語ではなくて、四技能、逆に言えば、その四技能の能力を民間のそういういろんなところで、これは平準化する必要があると思いますが、どこを選択しても一定基準クリアしていれば大学側はそれ以上受験英語は問わないというような入学試験に今後大きく転換してくるというふうに思います。

当然、高校受験でも、中学校から四技能を意識した学校教育をすることによって、各都道府県も当然そういう判断をしていくのではないかと思います。

取りあえず、まず文部科学省では、生徒の英語力向上推進プランをつい先日、六月六日の日に公表いたしました。

このプランは、生徒の着実な英語力向上を図るため、まず一つは、生徒の英語力に係る国の目標を踏まえた都道府県ごとの目標設定、公表を今年度の末までをめどに是非つくつてもらいたいということに要請いたします。それから二つ目には、英語教育実施状況調査に基づく都道府県別の生徒の英語力の結果の公表を二〇一六年度から実施していきたいと思っています。それから、中学生の英語四技能を測定する全国的な学力調査を国が新たに実施し、各学校における指導改善を促すとともに、国及び都道府県が生徒の英語力向上を図るための改善を促すPDCAサイクルを構築していきたい。また、先ほど申し上げましたように、民間の資格検定試験の活用を促進する、これを柱とする生徒の英語力向上推進プランを公表いたしました。

このことによって、絵に描いた餅にならない、我が国の子供たちの英語教育の抜本的な改革をすることによって英語力をしっかり身に付けられるような、そういうスキームをつくってまいりたい

と思います。

○松沢成文君 日本人の英語力向上というのは、これももう国力の問題ですから、私は教育も地方分権論者ですけれども、これが日本の国にとって大切な目標だと思つたら、かなり国主導で、地方も引つ張つてやる体制を取らないと、私はなかなかこれ進んでいかないと思います。

それで、日本の場合はかなり社会が、周りじゅう海で少し閉鎖されていますから、日本語があれば全て生きられる。これは当たり前ですね、ずっとそうやってきたわけですから。ただ、今、諸外国はどんどん国際化が進んでいますから、自分の母国語だけでなく第二外国語、第三外国語を自由に操るような人たちがたくさんいるわけですね。ですから、こういう状況の中で、日本がそういう国際化の流れの中でしっかりとした国力を付けていくには、私は国主導のやっぱりかなり力強い政策が必要だと思っています。

そういう意味で、今大臣が幾つも挙げていたいた政策、いい方向だと思ふんですけども、大臣、将来、日本は英語を第二公用語にする。英語というのは一つの言語ではなくて、もう世界語なんです、残念ながら。英語を操れば大体世界どこに行つても、ちょっとレベルの高い人とは全部コミュニケーションができます。そういう意味では、英語に匹敵するような国際語というのはありません。ですから、どこの上国でも、自分たちの母国語と、シンガポールなんかはもう英語を公用語にしちゃつて、いろんなものを英語も使つてやり取りするわけですね、コミュニケーションを図るわけですね。やつぱりそれぐらいの、日常生活の中に英語が常に出てくるような状況にならないと、これなかなか勉強しなさいと言つても、便利な日本語があるわけですから、日常の生活ではそれ必要ないわけですよ。

ですから、私は、もし本当に日本がこれから国際化する世の中の中ですっかりと国際性を持つて世界をリードしていくには、英語の第二公用語化というのをも考える時期に来ているんじゃないかと思ひます。

思ひますが、大臣の御認識、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 私も、実感として、十年ぐらい前の国際会議に出ると、各国がそれぞれの国の言葉を使つて意思表明をするというのが結構ありましたけれども、この一年ぐらいの国際会議ですとみんな英語を使つてですね。ロシア人であろうが、フランス人であろうが、中国人であろうが、みんな英語を使う。ですから、母国語はみんな持っているにもかかわらず、それから通訳が同時通訳をしているにもかかわらず、英語で話すというのがもうある意味では常識的になつていくという意味では、残念ながら、日本語じゃなくてやつぱり英語が国際共通語ですから、共通語を知らないという議論の場に参加できないということをつくづく痛感しております。

だからといって、すぐ、じゃ、日本で第二公用語にするかどうかということについては、これは相当な議論があつて、やつぱり島国ですから、その必然的に全ての国民が英語をしゃべれなくても実際の生活に困らないし、ハンディキャップはふだんは日本にいたらない感じがします。

ですから、グローバル企業のようなところが、中には社内語は英語というふうにしていてるところもありますから、具体的な仕事で本当にニーズがあつて必要なところは共有語あるいは公用語にしていくということは必然的な流れだと思ひますが、まだ日本においては議論がちょっと早いのではないかとこのように思ひます。

○松沢成文君 ちよつとこの議論をしていると法案の方が聞けなくなりますので。

学校教育法の一部改正の法案について、私も先ほど申し上げたように、教育も地方分権をどんどんやつていくべきだと。そういう意味では、国が一つの指標を示してあげた中で地方が様々な話し合いをして地域の特色を生かした学校運営をしていくというのは、私必要だと思ひまして、そのうちの選択肢の一つとして、この義務教育学校というのもあると捉えることはできると思ふんですが、ただ、法案見させてもらつていろいろ勉強し

ますと、結構現場はこれ混乱するんじゃないかなと正直言つて思ふ点、結構あるんですね。

まず、この学制についてお聞きしたいんですけども、今回の法改正によつて、各市町村の判断で九年間を例へば四三二とかあるいは五四に区切つて、学制を自分たちの教育委員会なり学校の方で決めていくこともできると書いてありますけれども、一方で、法律案では、やはり前期六年間の前期課程、これ小学校分ですね、それから後期三年間の後期課程と区分されると規定されているんです。

恐らく小学校も、小学校の教科書、学習指導要領も小学校はこういうことを教えないといつてできていると思ふんです。中学校もそうなつていて思ふんです。そういう中で、前期六年の前期課程、後期三年の後期課程と、あと各義務教育学校が自由に決められるという四三二とか五四、この学制の整合性というのはどう考えたらいいんでしょうか。そこをまず教えてください。

○政府参考人(小松親次郎君) 義務教育学校でございますけれども、既存の小学校、中学校と併存して義務教育を担ういたします。そこで、義務教育学校の六年間を、前期課程終つて別の中学校へ進学する、あるいは逆に、通常の小学校から入つてこれらという方もたくさん想定されますので、そういう意味では、制度上、修業年限九年としつ、前期六年と後期三年に区分して、そしてそれは、具体的には学習指導要領の準用で区切るといふことにいたしております。

その上で、義務教育学校は、地域とか子供の抱える教育課題に対応するために柔軟な扱いができるようにしようと、学年の区切り方とかですね、そこで四三二や五四といったことを可能としていくんですけども、その具体的なイメージは、学習指導要領を六年と三年で準用して併存する小学校、中学校という法律上の学校との交通を図るといふのは異なつて、カリキュラム編成上の工夫や指導上の重点を設けるために、その地域あるいはその学校の判断でどのような工夫ができるかと

いうことを学習指導要領とかでの保障をした上で行つと。

ですから、具体的に申しますと、例えば小学校高学年の段階から独自の教科を設ける、郷土学習のようなものを教科化して、それを設けていく、あるいは、中学校段階の教育の特色でございまして教科担任制とか、それから定期考査、学年末試験とか中間試験とか、あるいは制服とか部活動とか、そういったものを入れて、学校生活全体で行われますので、それを学年生活の区切りとして、達成したい目標に沿つた異年齢間の活動等を活発にしていく、そういうことがいろいろできることにすると。こういう両者の関係になつていくわけでございます。

○松沢成文君 先ほどから委員の皆さんから、卒業式をどうするかというの、いろいろ出ていました。やつぱり卒業式というのは、いろんな歌にもなつていくように、人生にとつては、「卒業写真」という歌もありました、一つのビッグイベントなんです。それが、義務教育学校は、入学式があつて、卒業するのは九年目ですね。十五歳のときです。その間、いろいろ学制が取られていたり、あるいは前期修了の六年というものがあつたりして、どういふふうになつていくかを捉えるのかなと思ふんですが。

例えば、都会では今結構、私学の中学を受験するといふ子、多いですよ。こういう子たちが私学の中学を受験するときの願書に何々小学校卒業と書けないわけですよ。例えば永田町に義務教育学校があつたら、永田町義務教育学校を前期修了とか、何かこれもちよつと寂しいなという気もして、何か学校の卒業と、途中で転校してきたり、あるいは中学受験に行つたり、出たり入つたりする子も事情でいるわけですよ、その子たちが寂しい思いをするというか、そういう状況に追い込まれるんじゃないかと思ふんですが、この辺りは文科省としてどう考えていますか。

○国務大臣(下村博文君) 義務教育学校におきまして前期六年、後期三年に課程を区分しているた

め、御指摘のように、義務教育学校から中学校受験で転出する生徒は義務教育学校の前期課程六年を修了したという扱いになります。しかし、卒業証書は授与されないものの、必要に応じて前期課程修了を証明する文書が発行されるというふうには考えます。

この場合において、小学校の卒業と義務教育学校の前期課程修了とは取扱いが異なるものでは別にありませんので、こうした趣旨について丁寧に説明をしていきたいと思います。

○松沢成文君 もう一つ。実は、私の地元の川崎市は今年新しい市長さんになって、中学校給食を始めるという政策を言つて、今それを実施に移しているわけですね。例えば、川崎の場合、小学校は給食あるけど、まだ中学校は給食ないんですよね。今後、中学校給食が導入されるかもしれません。が、この義務教育学校で九年間ずっと生徒は一貫教育で学ぶわけですから、じゃ、給食六年間あるけれども後半の三年間は給食がないとしたら、ある意味では不平等を生じますよね。だって、ほかの学校へ行つていけば、中学校給食ないんだから。義務教育学校へ行っている人たちだけが中学校給食があるのはおかしいじゃないかというふうにもなりますよね。

この給食も、極めて地方自治体がどう判断するかでやるかやらないかを決めていけばいいんですけれども、これ、同じ義務教育なのに、その中で給食がある生徒たちと給食がない生徒たち、同じ市民税払っているわけですよ。そこで変な不平等が生じて、かなり地域でもめる可能性があるんじゃないかと、私はそういうところも心配しちゃうんですが、どうでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) これは松沢委員的な質問かなと思ひました。

いや、それというのも、今、学校給食における完全給食実施率というのは、小学校で九八%、中学校で八〇%ですが、最近、中学校での実施率も上昇しているんですね。神奈川県を調べてみたら、何でそういう質問をされるのかなと調べてみ

たら、完全給食二五%。だから、非常に給食実施率が少ないので、それでそういう御質問をされたのかなと思ひました。

義務教育学校での給食の実施については、基本的にはこれはやっぱり設置者が判断することであります。その際には、保護者の意向や中学校での実施状況なども十分考慮した上で、もし川崎市だったなら川崎市で適切に判断をしていただくことではないかと思ひます。

○松沢成文君 時間が来ましたので、また次回に譲ります。

○委員長(水落敏栄君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(水落敏栄君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

学校教育法等の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

六月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 中学校(第四十五条―第四十条九条)」を「第五章 中学校(第四十五条―第四十条九条)」を「第五章の二 義務教育学校(第四十条九条)」に改める。

第一条、第四十条第一項第三号及び第六号ただし書中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十七条第一項中「これを小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を加え、同項ただし書中「小学校」の下に「この課程、義務教育学校の前期課程」を加え、「当該を」これらの」に改め、同条第二項中「小学校」の下に「この課程、義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。

第四十条第一項中「小学校」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五十条の二 義務教育学校

第四十九条の二 義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

第四十九条の三 義務教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の四 義務教育学校の修業年限は、九年とする。

第四十九条の五 義務教育学校の課程は、これを前期六年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第四十九条の六 義務教育学校の前期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

義務教育学校の後期課程における教育は、第四十九条の二に規定する目的のうち、前期課程における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十九条の七 義務教育学校の前期課程及び後期課程の教育課程に関する事項は、第四十九条の二、第四十九条の三及び前条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条の八 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条から第三十七条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、義務教育学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十九条の三」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十九条の三」と読み替えるものとする。

第五十七条中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

第五十八条の次に次の一条を加える。

第五十八条の二 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第七十条第一項中「第五十八条」の下に「第五十八条の二」を加える。

第七十四条並びに第八十一条第一項及び第二項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第二百二十五条第二項中「準ずる学校」の下に「若しくは義務教育学校」を加える。

附則第七条中「中学校」の下に、「義務教育学校」を、「第四十九条」の下に「及び第四十九条の八」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第三条第二項中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を、「又は中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項の表中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第六条第一項及び第六条の二中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第七条第一項第一号の表中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項第二号中「小学校の数」とを「小学校義務教育学校の前期課程を含む。」の数、「に改め、」[中学校]の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「との」とを「及び義務教育学校の数の」に改め、同項第三号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、同項第四号中「と中学校」を、「中学校」に、「との」とを「及び義務教育学校の分校の数の」に改め、同項第五号中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改め、同条第二項中「若しくは中学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に改め、「の教育課程」の下に「及び義務教育学校の前期課程の教育課程を」、「の教科等」の下に「及び義務教育学校の前期課程の教科等」を加え、同条第三項中「以上の小学校」の下に「(義務教育

学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程及び」を加え、「までの小学校の数」とを「までの小学校の数」に、「中学校の数との」を「中学校の数及び義務教育学校の数の」に改める。

第八条第一号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加え、同条第二号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第八条の二第一号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加え、同条第三号中「掲げる共同調理場に係る小学校及び中学校」を「掲げる共同調理場に係る小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同号の表中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第九条第一号及び第二号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加え、同条第三号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程及び」を加え、同条第四号中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を、「中学校」の下に「(義務教育学校の後期課程を含む。)」を加える。

第十五条第一号、第二号、第四号及び第五号中「若しくは中学校」を、「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

一 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条
二 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律

第三百三号 第二条

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第三条第一項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「及び中学校」を、「中学校」に改め、「以下同じ。)」の下に「及び義務教育学校」を加え、同項第二号及び第四号中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改める。

第五条の見出し中「及び中学校」を、「中学校及び義務教育学校」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「又は中学校」を、「中学校又は義務教育学校」に改める。

第六条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

(教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第三条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 義務教育学校の教員(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。)については、第一項の規定にかかわらず、小学校の教員の免許状及び中学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第三条の二第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第一号から第三号まで」を「第一号、第二号及び第四号」に、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前二号」を「第二号及び前号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第

二号の次に次の一号を加える。

三 義務教育学校における前二号に掲げる事項

第四条第二項中「学校」の下に「義務教育学校」を加え、同条第三項中「幼稚園」の下に「義務教育学校」を加え、同条第四項中「学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十六条の五第一項中「第三項」を「第四項」に改め、「小学校」の下に「若しくは義務教育学校の前期課程」を加え、同条第二項中「第三項」を「第三項第一項から第五項まで」に改め、「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

附則第二項中「中学校」の下に、「義務教育学校の後期課程」を加える。

附則第十五項中「小学校」の下に、「義務教育学校の前期課程」を加える。

附則第十七項中「第四項」を「第五項」に改める。

附則に次の一項を加える。

20 小学校の教諭の免許状又は中学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三項第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

別表第三第三欄中「相当する」の下に「義務教育学校の前期課程又は後期課程」を加える。

別表第五第二欄中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。

別表第七第三欄中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

別表第八第三欄中「相当する」の下に「義務教育学校の前期課程又は後期課程」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び

第二十條の規定は、公布の日から施行する。 (義務教育学校の設置のため必要な行為) 第二條 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。 (政令への委任) 第三條 前条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。 (教科書の発行に關する臨時措置法等の一部改正) 第四條 次に掲げる法律の規定中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。 一 教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十一号)第二條第一項 二 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十二條第一項及び第十三條第二項第一号 三 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二條第二項第七号 四 義務教育諸学校に於ける教育の政治的中立の確保に關する臨時措置法(昭和二十九年法律第百五十七号)第二條第一項 五 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第三條第二項及び第十二條第二項 六 女子教職員の出產に際しての補助教職員の確保に關する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第二條第一項 七 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十七條の四第一項 八 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十四條 九 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十五條第二項 十 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三條第一項 十一 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に關する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)第二條第一項	十二 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に關する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)第二條第一項 十三 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第九條 十四 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第四條第七号及び第十一号 十五 原子力発電施設等立地地域の振興に關する特別措置法(平成十二年法律第百四十八号)別表義務教育施設の項 十六 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号)第三條及び第十八條 十七 国立大学法人法(平成十五年法律第百一十二号)第二十三條 十八 駐留軍等の再編の円滑な実施に關する特別措置法(平成十九年法律第百七十七号)別表七の項 十九 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第二條第二項 (社会教育法等の一部改正) 第五條 次に掲げる法律の規定中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改める。 一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第四十八條第三項 二 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十五年法律第七号)別表教育施設の項 三 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)別表第一 四 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に關する教育職員免許法の特例等に關する法律(平成九年法律第九十号)第四條 (産業教育振興法の一部改正) 第六條 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。 第二條中「中学校」の下に「義務教育学校」の後期課程」を加える。	(出入国管理及び難民認定法の一部改正) 第七條 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。 別表第一の二の表教育の項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。 別表第一の四の表留學の項中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程を含む。」を加える。 (離島振興法の一部改正) 第八條 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 第七條第七項第一号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、同項第二号中「若しくは中学校」を「義務教育学校」に改める。 別表(五)中「公立の中学校(次項に掲げる中学校を除く。)」を「公立の中学校(次項に掲げる中学校を除く。)」に改める。 (学校図書館法及び理科教育振興法の一部改正) 第九條 次に掲げる法律の規定中「小学校」の下に「義務教育学校の前期課程及び」「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程」を加える。 一 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第二條 二 理科教育振興法(昭和二十八年法律第百八十六号)第二條 (「き」地教育振興法及び就学困難な児童及び生徒に關する就学奨励法に關する法律の一部改正) 第十條 次に掲げる法律の規定中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。 一 「き」地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二條 二 就学困難な児童及び生徒に關する就学奨励に	ついでに國の援助に關する法律(昭和三十一年法律第四十号)第一條 (豪雪地帯対策特別措置法の一部改正) 第十一條 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。 第十五條第一項第一号中「若しくは中学校又は」を「中学校若しくは義務教育学校若しくは」に改め、同項第二号中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改め、同條第三項第一号中「又は中学校」を「中学校又は義務教育学校」に改め、同項第二号中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。 (辺地に關する公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に關する法律及び地震防災対策強化地域に於ける地震対策緊急整備事業に關する國の財政上の特別措置に關する法律の一部改正) 第十二條 次に掲げる法律の規定中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。 一 辺地に關する公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に關する法律(昭和三十一年法律第百八十八号)第二條第二項第三号 二 地震防災対策強化地域に於ける地震対策緊急整備事業に關する國の財政上の特別措置に關する法律(昭和五十五年法律第六十三号)第三條第一項第九号及び別表第一 (義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に關する法律の一部改正) 第十三條 義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に關する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。 第二條第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。 第十三條第四項中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。 第十六條第二項中「行なう」を「行う」に、「及
--	---	---	--

に貢献する人材の育成につながる。

ついでには、子供たちに平等な教育の機会を与え

るため、次の事項を具体的な項目とする「高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措

定されたい。

一、政府が、国及び地方自治体が役割を分担した

上で、高等教育（大学、高等専門学校及び専修学校の専門課程）における家庭の経済的負担を

二、政府が平成二十七年途中で、自己又は生計を一にする親族のために支払った高等教育におけ

除し、当該控除をしてもなお控除しきれない金額がある場合は、当該控除しきれない金額に相当する金額を給付する制度を創設するために必

三、政府が平成二十七年途中で、個人及び法人の

大学等への寄附並びに高等教育に関わる学費の支給及び貸与に関する寄附を促進するよう、これらの寄附に係る個人所得税における寄附金控除等及び法人課税における寄附金の損金算入の

制度について、それぞれ寄附金控除又は損金算入をすることができ、金額を拡充するために必要な法制上の措置を講じること。

四、政府が平成二十七年年度中に、独立行政法人日本学生支援機構が在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる学生等に対し、その貸与した

学資金の全部又は一部の返還を免除することが
できる制度について、大学院の学生以外の学生
等をその対象に加えるとともに、学資金の全部

の返還を免除する学生等の人数が、その貸与を受けた学生等の人数のおおむね二割となるよ

う、必要な法制上の措置その他の措置を講じること。

五、政府が、高等教育に係る費用のための貯蓄等を優遇する税制上の措置をはじめ、高等教育に

係る家計の負担の軽減に資する施策に関し、諸外国における状況を含め幅広く調査研究を行

い、その結果に基づき、必要な措置を講じること。
六、政府が、高等教育に係る家計の負担の軽減に資する制度を利用することのできる者が確実に当該制度を利用することができるよう、当該制度の内容等について、関係機関と連携し、周知を図ること。

第一三五〇号 平成二十七年五月二十七日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都三鷹市 鯉坂章子 外四十
九名
紹介議員 難波 獎二君

東京電力福島第一原発事故は、収束の見通しが立っていない。多くの人がふるさとを追われ、家族や地域共同体が分断されたまま応急仮設住宅などでの避難生活を強いられている。被災地にとどまる人からは、被ばくに関する悩みや健康に関する不安を語ることもできないという不安な心情も伝わってくる。現在、福島と周辺地域においては、放射能の影響に関する新たな安全神話が押し付けられ、たとえ健康の異変が生じてても不安やストレスのせいにされてしまうといった状況になっている。予防原則に基づき追加被ばくを回避するための具体的な政策や長引く原発事故の影響を踏まえた抜本的な対策が必要である。取り分け緊急性が高いのは、住宅、健康、保養、賠償である。については、次の事項について実現を図られたい。
一、完全な損害賠償の実現及びADRの和解案受入れを義務化すること。

第一三五一号 平成二十七年五月二十七日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都品川区 氏原周子 外百六十四名
紹介議員 田中 直紀君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三五二号 平成二十七年五月二十七日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都杉並区 棟形浩子 外四百九十九名
紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三六八号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都葛飾区 生山和男 外千八百二十名
紹介議員 尾立 源幸君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三六九号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市 杉山真理 外七百八十四名
紹介議員 小川 敏夫君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七〇号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 千葉県松戸市 富田千代子 外四十九名
紹介議員 安井美沙子君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七一号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都小金井市 合津三枝子 外九十九名
紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七二号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都葛飾区 青山晴江 外二千五百六十一名
紹介議員 田中 直紀君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

紹介議員 有田 芳生君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七三号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 千葉県八街市 五江湖義治 外二千八百四十五名
紹介議員 川田 龍平君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七四号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 横浜市 江嶋美代子 外二百十四名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七五号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都多摩市 江浜聖美 外九百九十九名
紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七六号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 神奈川県平塚市 松尾紀子 外千八百五十五名
紹介議員 江田 五月君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七七号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 千葉県柏市 畑雅み 外千五百八十九名
紹介議員 田城 郁君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七八号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都町田市 渡邊理絵 外百九十九名
紹介議員 那谷屋正義君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三七九号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都江東区 寺原茂則 外千五百一十一名
紹介議員 糸数 慶子君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一三八〇号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 千葉県浦安市 高橋七菜 外四百九十九名
紹介議員 山本 太郎君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四二三号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都千代田区 久保田眞子 外九百九十九名
紹介議員 大島九州男君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

第一四二四号 平成二十七年五月二十八日受理
原発事故の完全賠償の実現に関する請願
請願者 東京都町田市 小田正人 外千三百九十八名
紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第一三五〇号と同じである。

平成二十七年六月十七日印刷

平成二十七年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

0